

平成22年第6回涌谷町議会定例会（第1日）

平成22年12月22日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 諸般の報告
1. 議員派遣の事後報告
1. 議員派遣の結果報告
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤积雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 副センター長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
産業振興課長	大友信一君	商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
会計課長	櫻井信君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	久道章夫君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
教育文化課 統括主幹	三塚尚登君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	安部政志	総務班長	小関文恵
主査	荒木達也		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長(大橋信夫君) 皆さん、おはようございます。ことしも残りあとわずかとなりました。12月定例会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。今期定例会の運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力、慎重なるご審議、活発なる弁論をお願いいたしまして、開会いたします。

ここで、開会前にお知らせしておきます。門田議員より遅参の届けが出ております。

ただいまから平成22年第6回涌谷町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○議長(大橋信夫君) 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) 日程をお知らせします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において12番木村正義君、13番笹木健一君を指名いたします。



◎会期の決定

○議長(大橋信夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日22日から24日までの3日間とし、22日本会議、23日休会、24日本会議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日22日から24日までの3日間と決しました。

◇

◎諸般の報告

○議長（大橋信夫君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷物をもってお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議員派遣の事後報告

○議長（大橋信夫君） 9月定例会後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

◇

◎議員派遣の結果報告

○議長（大橋信夫君） ここで議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

初めに、議会広報研究会に派遣された議員に報告願います。

出席議員を代表して、久 勉議員をお願いします。

○2番（久 勉君） 11月11日、仙台の宮城県自治会館で行われました議会広報研究会に出席してきました。

広報コンサルタントの深澤先生のお話ですが、3回目ですかね、聞いたのは。何回聞いても歯切れのよい、ためになる話と申しますか、ちょっと自慢話に聞こえるところもあるのですが、今回のタイトルは「議会広報改革への提言」、サブタイトルが「ありのままに、わかりやすく、住民とともに」ということで話を聞いてきました。

特に印象に残りましたのは、議会改革と言われているけれども、それは広報の改革にもつながるということがありました。本当に目線が住民に向けられているかということが重要であると思いました。今後、わかりやすいといえますか、多くの方に読んでもらえるよう努力していくことが必要ということを感じてきました。以上です。

○議長（大橋信夫君） ありがとうございました。

次に、宮城県地方議会議員セミナーに派遣された議員に報告願います。

初めに、遠藤稔雄議員をお願いします。

○11番（遠藤稔雄君） それでは、11月22日、宮城県地方議会議員セミナー、地域主権に関する県議会議員・市町村議会議員合同研修会に参加した結果を報告申し上げます。

まず、基調講演がございまして、「地域主権改革の動向と国と地方自治体の役割分担」ということで、講師に東京大学大学院の金井利之先生の基調講演をいただきました。

続きまして、分科会として、第1分科会を同じく宮城県自治会館で、そして第2分科会は場所を移しまして宮城県庁で行いました。

初めに、基調講演でございますけれども、大きく申し上げます、現代に至るまでの、明治政府ができてからの地方と国とのかかわり合いということでございましたけれども、明治維新以降に関しては、国は口は出すが、地方には金を出さない、地方は地方で自立しなさい、その上で国の命令を聞きなさいという時代であったというような内容をお聞きしました。その後戦後になりまして、今度は、国は金を出すが、国の言うことも聞きなさいという中で地方の自治体の運営がされてきたということ。それから、現在はご案内のように、財源移譲というものがないままに、地方が分権あるいは地域主権という中で自主性を持ちなさいというような説明を受けましたけれども、第3の改革というのはどうもあいまいもこととして、その実態がまだ一つ浮き彫りになっていないというような先生のご高話をいただきました。

これを受けて、まず第1分科会でございますが、私が第1分科会に参加して、菅原富士郎議員が第2分科会に参加しましたので、第1分科会の方をまず初めに申し上げます。

第1分科会においては、座長に県議会議員の渥美 巖さんがなられまして、助言者として、同じく基調講演をいただきました金井先生が助言者でございました。そこに宮城県議会議員の中島さん、本多さん、仙台市議会議員の安孫子さん、名取市議会議員の山田さん、山元町議会議員の齋藤さん、そして、私が思いがけずパネラーということで、「地域主権改革における自治体運営の課題と対応」ということで話し合いました。

中島県議は、分権の受け皿として道州制本部を立ち上げて、国と県、市町村の関係を再構築すべきだといった趣旨のご発言がございました。本多県議は、国は、最低基準のみを定めているいろいろな事業助成費、地方自治体には、事業の見直し基準あるいは施設等の設置基準の独立性をもっと認めるべきであるというような趣旨の発言をされました。安孫子市議会議員は、地域の個性を大切にしながら、議会の政策立案能力を向上させていく必要があるといったような趣旨のご発言でございました。山田市議は、議会の事業とする取捨選択能力の向上が求められておるから、議会はその調査能力を高めて、これまで以上に住民の意思の把握に努める必要があるというような発言でございました。齋藤町議は、地域主権に対する認識がまだまだ低い中で、地方自治体の個性を大切にする立場から、やはり住民と議会の地域主権という意識改革が今後大事になってくるだろうというような発言がございました。私は、これまでこの国の自治体も地域の主権的な個性を発揮しようとするとき、その障害になっているのが、いわゆる国の制約もさることながら、一番に財源不足によるものが大きいということで、私としては地方自治体にとっての地域主権の課題は、そのまま財政問題でもあるというような形でご提言を申し上げます。

所感でございますけれども、いわゆるこういったような中で、県議会議員あるいは市議会議員、そして町村議会議員が一堂に合同で一つのテーマで研修するというのは、今までなかったことでございますけれども、そういった中で一番町村議員にとって負担だなと思ったことは、やはり情報量の不足、あるいは得た情報をそしゃくする時間的な問題というのが、立场上非常に厳しいものがあるだろうということで、ましてやパネラーでございましたので、その負担を抱えての参加でございましたが、今回に関しましては、参与席におられる菅原総務課長、あるいは財政担当の城口さん、そして、議会事務局のご後援をいただきまして、いろいろな資料と涌谷町の基本的な財政運営のあり方を十分に把握させていただきながら参加いたしましたので、何とか皆様に遜

色ないパネラーとしての務めを果たしてきたわけでございますけれども、ただ、地域主権は地方自治体にとっては財政問題そのものであるということが、どうもちょっとリードし過ぎたかなということで、もう少し皆さんの意見が、そちらの方に主導してしまったのかなということを反省しておりますけれども、私としては、まず第1回目のこういったような機会を、皆様のご協力のもとに何とかこなしてきたという結果でございます。詳しくは、この中に書いてありますことをご参照いただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 次に、菅原富士郎議員にお願いします。

○9番（菅原富士郎君） 私は、第2分科会の「議会改革の視点」ということについて参加をいたしました。

その中で、全国都道府県議会議長会の事務局議事調査部長の内田先生の方から、基調講演を最初に受けました。その内容は、最近における首長の議会批判の発言というのが出ています。これはどういったものなのかということで、例として、阿久根市長の指摘をしました。一つには、議会の進行は議員多数派の独裁ではないかと。それから、首長は議員の質問に答えるだけで議論はできない。それから、議員多数派だけで決めて、一元制で議員多数派の独裁ではないかと。

それから、責任は首長が担い、議員は全く責任をとっていないと。これらの指摘を反面教師として、これからの議会改革を目指すのはどうするべきかということでもあります。それで、一つには、議会の存在意義を改めて問い直す必要があるのではないかと。税を議論し、議会の起源である財政に対する監視をどのようにしていくのかということでもあります。そして、専門家も活用して、予算の説明資料を工夫するべきではないかということです。

それから、予算の歳入歳出を伴う条例の専決は、やはり阻止するべきではないかと。できれば、逐条審議をする必要があるのではないかということでもあります。首長の提案は議会の同意により初めて実現するわけですから、同意を得るためには少なくとも過半数の議員が賛同することによって、議会の存在意義が出てくるということでもあります。議会における合意形成のため、慎重な審議が求められる一方、政策を議員が提案することによって迅速な施策実現も可能になるのではないかということでもあります。

それから、二元制代表による議会の役割を確認する必要があるのではないかと。会派は、首長の与党、野党という立場ではないわけですから、多数派だけで決めていくという批判に党議拘束もあるが、妥協、議会も政治の本質ではないかということでもあります。政策提言は、議員定数条例だけが政策提言ではないと。修正や質問等もあるのではないかということです。

それから、議事機関として議会は議決責任をどうとるのかと。予算や条例を議決した場合、議会の説明責任をどう考え、首長だけが責任を負うという批判にはどうこたえていくべきなのかということでもあります。議員の責任は、選挙で住民に審判を仰ぐしかない。議決責任は、自覚した議会審議が求められるということでもあります。

それから、住民に見える議会とするにはどのような改革をする必要があるのかと。議会活動への住民参加をどのように考え、地域に飛び込んでいく者も必要だし、議会から住民への情報、資料発信も検討すべきではないかと。

議会の活動に対する制約的な現行制度をいかに打破していくかと。会期の見直しを検討することも必要であると。ただし、会期を長期化することによってのメリットとデメリットをやはり議会として検討していくべきで

はないかと。

議員活動に対する住民の誤解を解くにはどうするべきかということではありますが、議員定数の確保の理論武装が必要ではないかと。これはなぜかという、現在多様な住民の意思反映が必要であって、それには一定の議員の定数が必要であるというようなことを言われております。

それから、議員は定例会や臨時議会以外でも住民の意思を把握するなど、日常的な議員活動をやっているのも議員報酬の対象となるので、議員活動の考え方をきちっとすべきであるということ、そういう話をされておりました。

所感になりますが、今回の地方セミナーは、先ほど遠藤議員が言われましたように、県議会と市町村議会の土俵の違う議員の会議が初めて行われたということで、やはりまだまだこういった県議会と一般の町村の議会の考え方というのは、大分違う場合があるのではないかと。

それで、第2分科会の議会改革の視点ということでいろいろ論議されましたが、代表者の発表や議員の質問を聞きますと、涌谷町議会で今まで進めてきている議会改革はよい方向に進んでいると感じましたので、今後も涌谷町議会はきちっとしたそれらを勉強していく必要があるとますます感じてまいりました。以上であります。

○議長（大橋信夫君） お二方、大変ご苦労さまでした。



◎行政報告

○議長（大橋信夫君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 皆さん、おはようございます。

大荒れのところでございますが、きょうから12月の定例会が始まりますので、皆様のご指導、ご協力をまづもってお願いを申し上げます。

それでは、涌谷町商工会の合併について、皆さんにご報告をさせていただきます。

涌谷町商工会と美里町商工会の合併について、ご報告を申し上げます。

現在、県下の商工会では、広域連携または広域を基本とした商工会事業を実施することとされて、これまで涌谷町商工会は美里町商工会と広域連携をしながら事業を推進してきたところでございます。

涌谷町商工会は平成21年度から商工会組織改革の推進を重点事業に掲げ、商工会組織改革推進委員会を設置いたしまして、合併についての地区会員懇談会を重ね、昨年末に商工会組織改革に関するアンケート調査を実施したところ、約9割の方々から合併はやむを得ないという回答があったということでございます。

去る6月28日、29日には、両町でそれぞれ商工会理事会が開催され、美里町・涌谷町商工会合併推進協議会設置要綱が承認されております。7月13日には、第1回美里町・涌谷町商工会合併推進協議会が開催されまして、その後、組織や財政、事業等の協議がなされました。さらに、11月22日には、第2回美里町・涌谷町商工会合併推進協議会が開催されまして、組織部会、財政部会、事業部会の検討結果についての協議がありまして、続いて合併契約書（案）についてと遠田商工会設立委員会規約（案）の協議を行い、その後、合併契約書に両町

の商工会長が署名をいたし、その立会人として美里町長と私が署名をいたしております。契約書への署名を受けまして、12月2日に、涌谷町商工会臨時総会が開催されまして、合併及び合併契約書承認の件及び遠田商工会設立委員会設立委員の選任の件が諮られて、それぞれ承認されたとのことでございます。

この結果、涌谷町商工会は新設合併に伴い、解散をいたし、平成23年4月の合併認可を受けまして、新しい商工会、遠田商工会としてスタートするわけでございます。両商工会では、おのおのの歴史がございますが、既に広域連携をしており、今後も十二分に議論され、万全の体制で合併されるであろうと確信いたしております。

町といたしましては、今後行政が関係する分野におきましては、万全の協力体制で臨んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

◇

◎一般質問

○議長（大橋信夫君） 日程第4、かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

10番長崎達雄君、登壇願います。

〔10番 長崎達雄君登壇〕

○10番（長崎達雄君） 10番、長崎でございます。ただいまから一般質問をいたします。

まず、議員必携には、町行政に全く関係ないものや議会の品位を傷つけない限り一般質問はできるとなっていることを申し添えておきます。

議員が議題とは関係なく、行財政全般について議員主導による政策論議であります。執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、報告説明を求め、また疑問をただすことが一般質問であり、執行者の政治的姿勢を明らかにさせ、政策の変更や是正をさせるなど、地方自治の運営に当たって極めて重要な効果をもたらすと言われております。

これまで入札に踏み込んだ質問はなかったのですが、今回は町民バス入札の反省と今後の一般競争入札の取り組みについてであります。町民バス入札を謙虚に反省し、公正公平な入札の仕組みを構築すべきではないかについて、町長より答弁を求めたいと思います。

この件については、3月定例会でこの入札はおかしいと課長と議論をし、反対討論で問題点を洗い出し、ただ一人反対をしました。その後、10月15日に住民監査請求を提出し、11月25日に理由なしと請求棄却されました

が、想定済みの監査結果であり、苦渋の内容と受けとめております。町長もこの監査結果をもとに答弁されるものと思います。

私には仙台での勉強会があり、メンバーは弁護士、議員や自治体職員が参加して、年に数回開かれ、話題提供して議論しております。その中で、このバス入札には重大な矛盾をはらんでいることが明白であり、こういう不透明な行政をただすことが、町の真の自立のためには不可欠であり、少数意見として葬り去られ、他の議員全員がチェック機能を放棄した以上、住民監査請求で住民の権利を行使するべきだというのがきっかけであります。涌谷町では、住民監査請求はこれまでゴルフ場問題の内泰さんと今回の私の2件だけであります。

まず、町長にお伺いするのは、個々の政策決定とその実施については、司法の目から見たときにどのように判断されるかということも十分に考慮していくことが重要になるのではないかと。それは、地方自治法2条16項で「法令に違反してその事務を処理してはならない」とあり、17項に「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」とあるからであります。今回の入札は、法令、規則を完全に無視していることが素人の目から見てもはっきりしております。

入札の概略を申し上げます。昨年12月28日、町のホームページに公告を掲示しました。この日は御用納めの日で、正月3日まで年末年始の休暇に入ります。1月12日の入札締め切りまでに参加業者はたくさんの書類を準備し、運行コースの下見をする必要がありますが、不明な点を問い合わせても休暇中でできない。御用納めに公告すること自体が間違いであるということでもあります。

次に、入札に参加できる者に必要な資格として、大崎、石巻、栗原、登米地域に本社または支社のある事業者、そして、平成21、22年度涌谷町入札参加資格の承認を受けている者となっており、この指名願の申請期間が涌谷町財務規則第86条で、町長の定める期間となっており、それが21年2月2日から2月20日であり、受付期間をオーバーすれば申請できないことになっているのであります。この期間内で指名願をとっているのは、宮交大崎バス1社だけであります。受付期間を8カ月も過ぎた10月20日に、規則違反をして仙北富士交通の指名願を受理し、入札に参加をさせ、この募集公告を見た石巻の業者が、御用納めの日の午前中に企画課に電話で参加を申し入れたら、指名願をとっていないからと門前払いされている。これでは一体募集公告は何のためにしたのか。他の業者を排除する入札を隠すため、単に体裁を整えたと思えないのであります。

このような重大ミスが露呈したことについて、町長はどのような反省をされているのか、お聞きします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、長崎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まずは、反省すべき点はないのかといったふうなことでございますが、今のところは反省する気持ちはございません。

ご質問は、町民バス入札の反省と今後の一般競争入札の取り組みについてでございますが、一般競争入札にかかわらず、町の入札契約につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びその他の法律、通達等を順守し、公平性、透明性を念頭に置いて行っております。ほかに出しても恥ずべきものではないと私は思っております。

特に、10番議員から再三にわたりましてご指摘をいただき、住民監査請求まで行っていただきました町民バス

の入札執行につきましては、11月26日、監査委員から通知がありましたとおりの結果であると認識いたしております。

今後も法律や国、県の通達などを順守しながら、公平性、透明性を一層高めて、改善すべき点は改善しながら入札契約を行っていく所存でございますので、今後とも議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げて、長崎議員に対する答弁とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 2回目に移ります。

入札参加資格について、他の自治体のホームページを検索してみると、当町と同じで何月何日から何月何日までとなっているのが大部分であります。また、何月何日から何月何日、その後に「期間を過ぎれば、受け付けできない」とか「随時受け付けています」と記載されているのが一部散見されます。当町は、期間を過ぎれば受け付けはできないとなっております。

監査結果によれば、21、22年度入札参加資格審査申請要綱で、受付期間は21年2月2日から2月20日となっていることを認めております。これは、財務規則第86条「町長の定める期間がこの受付期間」であります。別の項目では、「入札参加申請の期間は町長の定める期間」とあるのみで、特に月日を特定していないから具体的な受付期間の定めは町長の裁量にゆだねられている。町長が必要性を認めて、仙北富士交通の参加申請を受理して参加資格を承認したのは、裁量権を逸脱していないので違法でないとしていますが、これが私は監査委員の重大な事実誤認だと思っております。

3月定例会の議事録に、総務企画課長は、「指名参加願の期限といいますか、これは毎年1月から2月の中旬までの期間を受付期間としております」と月日を特定している答弁をしているのですから、町長の裁量権ではないことがはっきりしています。事業の特殊性などから必要性がある場合は、町長の裁量の範囲内のものとして随時受け付けも認められるのであれば、石巻の業者を除外するのは不自然であります。

私は、こんなことが法律や条例、規則を重んじる行政のやることかと、明らかに矛盾する完全な差別行政であると断言できると思います。監査委員の審判は、詭弁を弄するものと言わざるを得ない。町長サイドの監査結果であり、到底公正不偏の態度を保持して監査したとは言えないのであります。納税者を向いた監査をしてほしかったのが率直な感想です。

私が町長に申し上げたいのは、法の適用に当たっての公平さということは、極めて大事なポイントだと思います。一般庶民が法を犯せば罰せられるけれども、身分の高い人は見逃されるということであれば、だれも本気で法を守ろうとしなくなる。形だけ守られたとしても、その不公平さに対する不満や恨みが心の中に残って信頼関係は失われてしまいます。力の弱い者には呵責なくと言っていいほどに法が厳正に適用され、力のある者は何ら罰せられないということでは、法があつてなきがごとしで秩序も保てない。こうしたことは、町の条例や規則についても同じであります。だから、町の最大の権限を持っている町長は、常に公平ということを考えてなくてはならないと思います。私は、仙北富士交通が落札したことは、それはそれで結構なことで、難癖をつけるものではありません。ただ、そのやり方にクレームをつけているのであります。

そこで、具体的にお聞きしますが、監査結果によると、仙北富士交通は、町長の裁量権で入札参加資格を与えて入札に参加させたことになっているが、一課長レベルで入札参加資格を与えたのか、それとも町長の承諾事

項だったのか。

次に、入札に3社の参加があったとありますが、これらの社名と入札に参加したいと電話をかけてきたのは、豊石観光と昭和交通か。

次に、12月28日の募集公告は何のためにしたのか。今回の入札を通過点として、これからは公正公平な一般競争入札の仕組みを構築するために、入札参加資格申請を随時受け付けするなど改善をするべきだと考えますが、このことについて町長はどのように考えていますか。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） まずもって、長崎議員もご承知のように、町民の方々に多大なるご迷惑をかけたとすれば、これは全く町長の不徳のいたすところでございますけれども、入札の結果、1,000万円以上安いといったふうな安価で札がおろされたということでございますので、その点についてはご理解を賜りたいと思いますし、法を無視してまでといったふうなことでございますが、日本の国は法治国家でございますので、地方自治法そのものについても遵守をしながら今日まで行政運営をやらさせていただいております。

さらにまた、入札等々については、町長は一切口を出したことはございません。15年ほど町長をやりましてけれども、町長はだれの業者を入れてだれを外せといったふうなことは一切ございませんので、その点については天地神明に誓っても、議員もおわかりだと思っておりますので、町長は一切口に出しておりませんので、その点についてはご安心をいただきたいと思っております。

町長を心配がゆえにそういうご質問をなさると思うのでありますが、今申し上げたとおりでございますので、私はいつも青空を仰いでいるようなそういう心境でございますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 私が3点か4点お聞きしているのですけれども、3回目の質問の後に課長に答弁をお願いしたいと思います。

3回目。町民バス入札は、一般競争入札であります。一般競争入札とは、参加資格を満たす不特定多数の業者が参加でき、業者をあらかじめ絞り込む指名競争入札に対し、談合が起きにくい、透明性・競争性の高い入札方式で、多くの業者を入れることで入札単価が下がる可能性が期待できると言われております。

宮交大崎バスより1,000万円も安くなったのだから、指名委員会の入札方法は妥当で、財政効果も大きいと監査結果がなされておりますが、2社だけでなくもっと多くの業者で札を入れれば、さらに500万円も安くなったかもしれない。この差額が税金のむだ遣いになるのであります。

21年12月24日付、指名委員長が総務課長にあてた「涌谷町工事請負業者指名委員会選定結果について」という文書に、「行政改革の取り組みとして、経費削減のため委託しようとするものであるため、幅広く事業所の応札に努めることとする。対応できる地域として、大崎、石巻、登米、栗原地域に本社または支社のある事業所とする」と記載されています。幅広く事業所の応札に努めて2社だけとは矛盾も甚だしい。どんな方法でこの4日間で幅広く事業所の応札に努めたのか。そして、どんな考えのもとでこの文書を書いたのか、その真意をお聞かせ願いたいと思います。工事請負業者指名委員会、選定結果です。

○町長（大橋荘治君） 私からは答弁できませんので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（長崎達雄君） さっきのやつを、課長、答弁願います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 1点目の町長が承認したかどうかということですね。当然、町長の決裁をいただいて、入札参加申請を許可しております。

それと次に、3社の社名。豊石観光と昭和……、これは、直接来たわけではなくて、電話で問い合わせがあったわけですから、その時点で、この会社の事業所については入札参加資格がなかったわけですから、資格がございませんよというふうなお答えをしたということでございます。

これだけですか。（「あとは、事業所の応札にどのように努めたかと。指名委員長が総務課長に文書を出している、中に書かれてあるやつについて、どういう……、幅広く」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 副町長。

○副町長（安部周治君） それでは、私の方からお答え申し上げますけれども、既に質問者、長崎議員の方では情報公開という姿で資料等々は全部そろっているわけでありますので、そのとおりの手続をした次第であります。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 終わりに、私は住民監査請求が理由なしと請求棄却された後に、10点の資料の開示請求をしましたが、出された資料はほとんど黒塗りで、これ以上の調査は無理なので断念しました。監査結果には、私は納得はしておりません。

ただ一縷の救いは、追記に「今後一般競争入札参加資格申請の随時受付はホームページ等で追加募集している旨、周知するなどの要項の整備を強く当局に要望する」と記載されていたことであります。議員は行政を監視することが求められています。おかしいことは素直におかしいと声を上げることが大事なのであります。町民の皆さんにこの実態を知ってもらうことが必要だと考えて一般質問に取り上げたのであります。今回のバス入札は、私は執行者にも間違いがあったかと思うのです。そういうわけで、ある一定の責任がございますし、議会にもチェック機能を放棄して賛成した責任もあり、また、私から言わせれば、事実誤認をした監査委員も責任があると思いますので、この3者に喝と申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。以上です。

（「議長、一部発言の取り消しをお願いしたいと思います」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 議会終了後に議運で協議します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

5番伊藤雅一議員、登壇願います。

〔5番 伊藤雅一君登壇〕

○5番（伊藤雅一君） 伊藤でございます。町長に対して、従前に申し上げてございます二つの件につきましてご

質問をさせていただきます。

質問事項一つ。我が国政府の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加について、町長の思いをお伺いしたいというふうにご考えましてご質問させていただきました。

まことに残念なことが現在起こっております。我が国政府は、国内農業、農村、農家の現状をいかにとらえ、我が国国内農業をどこへ追いやるお考えでおられるものなのか、全く疑問でございます。町民の多くの方々も生産者の立場からだけでなく、食料の安定、安全、安心の面からもひとしく頭を痛め、不安、動揺は高まってきていると理解をいたしております。

このようなときに、まことに恐れ入りますが、常々農業は町の基幹であるということを語り続けてこられております。町長のこのＴＰＰ交渉参加に対する胸のうちのひとつお聞かせをいただきたく、ご質問させていただきました。以上、これをよろしく願い申し上げます。

質問事項の２。町の財政の健全性に関してお伺いをいたします。

財政の健全性は、今日、国を初め多くの自治体が抱える避けられない難題だと理解しております。つきまして、以下についてご質問を申し上げます。

一つ。歳入割合の最も高い地方交付税の近年の交付状況と、今後の交付の見通しについてお伺いをいたします。

二つ目。平成23年度からの連結決算方式の採用に向けた総合的な財務管理、運営方針についてお伺いいたします。以上、第２問では二つの点でございます。

以上、お願いします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、伊藤雅一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ちょっと長くなりますけれども、その点をご容赦をいただきたいと思っております。

まずは、１点目の我が国政府の環太平洋戦略的経済連携協定、つまりＴＰＰへの参加でございますが、町長の考え方を申し上げます。

本年10月1日に表明されました菅総理大臣のＴＰＰの関係についてでございますが、まさに寝耳に水でございます。その発言の真意が一体どこにあるか、私にとっては理解に苦しんでいるわけでございます。国は、本年3月に食料自給率を平成32年まで50%にしようとする中で、そのための戦略として食料・農業・農村基本計画の見直しをしたことは、伊藤議員もご存じのとおりでございます。その内容の可否はともかくとして、農業に携わる者が新しい施策に取り組み始めた矢先のこの表明は、全く逆なものであると私は思っております。私としても強い憤りをこのことについては覚えている者の一人でございます。現に我が国の農業が、国際社会の中で対等に対峙できる体力を持ち合わせていないことは、国民のだれしもが理解をしているわけでございます。

さて、当町に及ぼす影響は、しんしゃくすれば、当町は農業を基幹産業として位置づけ、その振興を図ってまいりました。その農業が立ち行かなくなれば、商工業に与える影響も甚大なものがあり、当町全体に及ぼす影響ははかり知れなく、町そのものの存在すら脅かすものと思っております。このようなことから、現時点においてＴＰＰに無条件で参加することには、伊藤議員のみならず私自身も強く疑念を感じるものでございます。

確かに輸出産業を中心とした企業等からは、早速自由貿易協定、つまりF T AあるいはT P Pに取り組む必要性を声高く求められておりますが、この流れは今後さらに強くなっていくことも事実であると考えられますが、国益を十分に考えながら、慎重の上にも慎重を重ね、国民が納得できるような姿での対応を強く熱望するものであります。

当町においては、今後示されるであろうT P Pの対応策を注意深く見守る必要がありますが、今後とも町の基幹産業を守る立場から、農業関係者あるいは議員の皆様とともに、緊密に連携を図りながら農業振興に尽力してまいりたいと思っております。

私は、ある国会議員等々の前で、こんなことを申し上げました。まずは、総理大臣菅 直人さんにおかれましては有言実行型、あるいは1に雇用、2に雇用、3に雇用といったふうなことでございますが、今、高校生の来春卒業する生徒さんは、就職戦線の中でいまだ45%の内定率でございます。大卒もそのとおりでございまして、もし農業が魅力のある農業とすれば、いわゆる就職難で困っている方々が、私も農地を借りて百姓をやりたいといった方も非常に多く出てくるであろうと。そしてまた、就職難で苦しんでいる若い人たちも、魅力のある農業であれば、農業そのものについて、本当にこれまたその生徒さん方も、今申し上げたような環境の中で、百姓をやりたいという方も出てくるはずでございますが、その際に、1に雇用、2に雇用、3に雇用といったふうなことは、余り心配もしないであろうと。あなたたちは何を考えているんだといったふうなことで、国会議員を前にして、町長はマイクを使って、大きな声で、五、六人の方に申し上げさせていただきました。

いわゆる地方というのは、あるいは地域主権といったふうなことでございますけれども、これもまた黄色い信号がついている状況で、本当に厳しい状況でございますので、涌谷町のみならず、全国の町村会、12月1日の一番先に、特別決議としてT P Pの反対を提唱しまして、そのことについて全会一致をもって、全国の町村長は可決をいたした次第でございます。

さらにまた、ちょっと不思議なようでございますが、私から見れば、このT P Pが入ったとすれば、先ほど申し上げた昭和30年まで50%の自給率そのものは、恐らくT P P協定を結んだ際に、自給率が12%や13%になって、日本の農業が安楽死するような、そういうふうな環境をつくっているのは今の民主党ではないのかと、本当に怒りを覚えているところでございまして、この書類の中にはこんなことまでうたわれております。

私は、政治家は何も怖いものとは思っておりません。なぜかという、主権は国民にあるわけでございますので、国民の主権を忘れて、そしてこのようなことをつくり上げるということは、T P Pの問題でありますと778%の米の関税が無関税になるわけでございまして、米そのものは日本人はつくらなくなるといったふうなそういう環境の中で、韓国では米そのものについては、日本円にしますと二、三兆円の金を融資しながら米の補償をやっているようでございますが、日本では戸別補償方式をとったから恐らくT P Pに農家の方々も理解してくれるだろうと、そんな心境で私はとらえておりますが、それとこれとは別だというふうな町長は考えを持っております。

そこで申し上げさせていただきますが……、ちょっと時間がかかってどうも申しわけございませんね、民主党が農業者戸別補償制度を導入したのもG D Pへの貢献度ではなく、農業の多面的な機能を重視したからであるはずだといったふうなことも載っておりますが、いわゆる今の外務大臣、あの若い方ではありますが、T P Pを導入しないと工業部門で十何兆円も日本は損をするといったふうなことで上げておりますけれども、そのこと

については誤った考え方ではないのかといったふうな町長の考えでございます。

したがいまして、今、農家そのものについては、けさも申し上げましたが、いわゆる涌谷町は涌谷町だけでもいわゆる農民大会を開くといったふうなことで、農協を中心にして行政も参加しながら、国の行政を変えなければいかんといったふうな、そういう運動を展開していかなければいかんといったふうな町長の考え方でございまして、宮城県ではやったようであります。そしてまた生活協同組合も参加をして、生活協同組合もこれまたこのT P Pの関係については本当に安全、安心な日本の食料こそが大事であるといったふうなことで、いわゆるT P Pそのものについて反対をなされたようでございます。

日本人は忘れやすいといったふうなこともございますが、やはり中国の餃子の件、あるいは牛の件、あるいはあの飼料米を、においた米を、それを食用に回した件等々もそれもいつの間にか忘れたようございまして、その歴史等々は我々は重視しながら前に向かって、いわゆる日本の安心、安全なお米を、あるいは野菜等、作物等々については、食料の、日本人の、本当に食べて健康になるような、そういう作物を皆さんがつくっていますので、その作物等々について、これまたT P Pに協定した場合には、ほとんど壊滅的な状況になるといったふうな考え方でございますので、その点についてまだまだ申し上げたいことは多々ございますが、むしろミニマムアクセスの方がかえってよかったらうと、そんな感じを抱いております。

そして、ミニマムアクセスそのものについても、1995年、平成7年に細川総理の際に、ミニマムアクセスをつくり上げて、いわゆる国民の合意形成を得ないままに、今もまた77万トンの米をアメリカから輸入をしている状況でございますので、その点についてはなお一層議会の皆さんも心一つにして、農家の皆さんとこれまたお話し合いをしながら、激励方我々も頑張りますので、議会の皆さんにもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

そしてまた、涌谷町の交付税の関係でございますが、交付税について申し上げさせていただきます。ここまで質問しましたよね……。残りましたか。交付税は残りましたか。

○議長（大橋信夫君） 財政問題までです。

○町長（大橋荘治君） 以上で、農業のT P Pの関係は終わります。後で3番議員もあるようでございますので、その際にも申し上げさせていただきます。

○議長（大橋信夫君） 財政問題も答えてもらったらいいのではないですか、財政も。（「財政もやってください」の声あり）T P Pだけやりますか。5番議員、さっきT P P関係と財政問題の二つやりましたので、最初の答弁だけ全部町長が答えますから。あと、町長が答えてから、次に。では、町長が財政問題を答えますから。では、どうぞ、町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、財政問題について申し上げますが、町の財政の健全性に関してのご質問でございますが、まず地方交付税の交付状況と今後の見通しについてであります。議員ご存じのように、地方交付税は国税のうちで、所得税、法人税、あるいは酒税、消費税、あるいはたばこ税。昔は法定3税といって所得税、法人税、酒税の34%が国と地方との約束事でございますので、消費税が出てきましてから消費税の1%を、そしてまたたばこ税の税金等で法定5税として、これは県も市町村もその約束事に従ってちょうだいをしているわけでございますが、後で詳しく申し上げますけれども、いわゆる法定5税分の合計額となっており、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税の

ことですが、この交付税制度は少し複雑なものになっております。また、法定5税分がそのまま地方公共団体に交付されるわけではなく、法定5税分に臨時財政対策債の償還に係る加算分や、法定加算分、政策的に加算される分野が加えられて、一般会計から一般交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられておりまして、その会計から地方公共団体に交付されるようになっております。

さて、お尋ねの涌谷町の地方交付税の近年の交付額でございますが、平成19年度が27億1,000万円、平成20年度が28億3,000万円、平成21年度が27億6,000万円となっておりますが、平成22年度は特別交付税が確定しておりませんが、きのう町長が計算した場合には、ことしの九州の口蹄疫の関係等あるいはゲリラ豪雨による損害等々で、特別交付税は、22年度分3月交付額は恐らく減るだろうといったふうな感じを持っております。昔の場合でありますと、先ほど申し上げましたように、24%のうちの6%が特別交付税としていただいておりますが、今の計算の方法は非常にこれまた複雑な関係でございますので、その点について、そしてまた来年度、23年度は、きょうの新聞を見る限りでは17兆円とあって、恐らくことしぐらいはいただけるだろうと、そんな感じで恐らく予算編成をしているであろうと思います。

また、町長といたしましては、地方財政計画そのものについて見ておりませんが、もしかしてインターネットを引いた場合には出てくるであろうと思っておりますが、今の国の状況でありますと、本当にこの地方財政計画が立たないと県も市町村も来年度予算を編成することについては、非常に厳しいわけでございますので、恐らく交付税そのものも23年度の歳入を幾らかは予想して、来年度予算を恐らくは編成をしているだろうと思っております。

今後の見通しについては、今申し上げたとおりでございますが、多くの法律上の加算金加わって、交付税の算定の仕方は非常に厳しく難しいわけでございますので、そのことについて冒頭申し上げましたように、後で詳しく申し上げますが、地方交付税の今後の交付見通しをお話するという事は、今申し上げたような状況でございますので、地方交付税は多少は多くなるのではないかとといったふうな考え方を町長は持っておりますけれども、何せきょうのことはあす変わるといったふうな国の今の状況で、朝令暮改的な状況の中で、右を向いたらいいのか左を向いたらいいのか全然わからない状態で、日本丸はどこに行くのか今のところは全然見当がつかない状況でございますので、質問者も恐らくそのように思っているだろうと思っておりますので、その点についてご理解をお願い申し上げたいと思っております。

何せ国の借金が900兆円になりますと、国民1人当たり1,200何十万かの借金をしているわけでございますので、いわゆる埋蔵金と思われるものも6兆円ほど、これまた補正予算に上げて、埋蔵金も枯渇するような状況の中でございますので、その点についてなお一層のご指導、ご協力とご理解を賜りたいと思っております。いわゆるこの借金の状況を見ますと世界ではワーストワンでございますが、本当にこのことについて憂いている一人でございます。

また、国の一般会計当初予算は92兆3,000億円だといったふうなことございまして、そのうち国債が44兆円、これもきのうの新聞を見ますと42兆円にしようかなといったふうなことございまして、本当にあすのことさえわからない状況でございますので、余り詳細に話をすることができませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

このような状況を考えたときに、いずれ国の方から交付される財源は何らか形で削減されるのではないかと

ったふうなことを強く懸念をしている一人でございます。今後の地方交付税の交付見通しにつきましては、国の財政状況に左右される要素が大きいのと思われますので、国の動向を的確に見据えながら対応してまいりたいと考えております。

次に、平成23年度からの連結決算方式の採用に向けた総合的管理、運営方針についてご質問でございますが、涌谷町の連結決算方式の実際につきましては、現在、公会計財務諸表を作成し、業務の付託に向けて公募型のプロポーザル方式によりまして入札事務を行っているところでございます。

公の会計の整備につきましては、平成23年までは複式の簿記を基本としていました普通会計の貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4諸表及び全会計を対象とした連結の4諸表について公表することが国から求められており、町としては平成22年度決算から公表する予定となっております。

今回、国から決算についてのみ複式簿記に準拠し4諸表を作成するよう求められていますので、企業会計以外の会計では、予算書は従来の単式簿記に準拠したものであり、通常業務も従来のとおりであります。なお、今後の自治法改正を見据えて、複式簿記での会計処理につきましても検討していく必要がありますので、県のご指導を仰ぎながら、また近隣の市町村とも情報交換しながら対応してまいりたいと考えております。

そういう意味からして、涌谷町の財政状況は、いわゆる議員にもお示し申し上げましたとおり、合併しないと決めたから、議会の皆さんの19名の議員の数も3人を減らさせていただいて、そしてまた15名にさせていただきながら、そして報酬も10%のカットをお願いし、執行部はまた町長、助役あるいは職員の管理職手当等々も当時4%を減らさせていただいて、そしてまた集中改革プランによりまして将来は5.7%減らさないと決めたからでございます。涌谷町といたしましては本当に断腸の思いをしながら行財政改革に取り組んでいて、だれかのチラシを見ますと2万人の町であれだけの職員が必要かといったふうなことでございますが、涌谷町は12%を減らしておりますので、そのことについては後で町民の方に知っていただきたいと思っております。

ただ、問題は、病院そのものについては、マンパワーの問題については改革プランをつくりましたけれども、マンパワーを減らすわけにもいきませんので、病院の方では5人ほどふえておりますが、一般会計、いわゆる町長部局そのものについては、今申し上げたように12%を減らしておりますので、そういう意味からして、建設水道課も、いわゆる町民の方々にサービスを提供するためにワンストップフロアとしたのもそこにあるわけでございますのでご理解をいただきたいと、そんな気持ちで予算計上に当たっておりますので、なお一層の努力をしながら、町民の皆さんの期待にこたえられるような、そういう施策を展開し、今現在第4期総合計画の後期計画を20何名かの町民会議を開きながら、その方々によって今作成中でございますので、そして、町民の声なき声をその中にも入れたいと思っておりますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りたいと思っております。

そこで申し上げますが、詳細に当たっては、私はゆっくり言いますので、メモしてください。いわゆる地方交付税制度の概要について、国税5税、所得税、法人税、酒の税金——酒税、消費税、たばこ税の一定割合とされて、地方交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整するために国と地方との決め方によっていただいているわけでございます。つまり地方の固有財源でございますが、今現在、所得税、酒税は32%、法人税の34%、これは平成19年からでございますが、来年は法人税は5%減らすといったふうなことで、23年度はどうなるか

わかりませんが、消費税の29.5%、これは平成19年から。たばこ税の25%がその地方との約束事でございます。先ほど申し上げた普通交付税は94%、特別交付税は6%といったふうなことで決められております。ただし、特別交付税は多少変動が、先ほど申し上げたようにあるようでございますので、その点は余りかたい見積もりはしないといったふうなことでございます。

さらにまた、普通交付税の額の決定方法、各団体との普通交付税は、いつも申し上げておりますが、基準財政収入額の不足分をいただいているわけでございまして、その基準財政需要額は単位費用掛ける測定単位、いわゆる国勢調査による人口割……、書いていましたか、メモしていましたか。あとちょっと難しくなりますから、この辺でいいでしょう。これを語ったら、あしたの朝までかかりますから。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 最初の1問について町長から大体おっしゃっていただきました。広く、本当に町長はいろいろと頭に入れておられるなど、こういうふうに思いました。

私もいろいろと得た情報が二、三ありますので、ちょっと申し上げて、あと最後に要望を一つ申し上げて終わらせていただきたいと、このように思います。

国が、今度の参加を必要としている理由というふうなものをこのように述べています。

我が国の経済的地位ということで、海外との相対的な地位ですね、それから趨勢的、こういったものが構造的にも低下の方向に進んできていると、こういったことを一つ上げています。それから、主な国の貿易を盛んにやっている国間の高いレベルのEPA、これは2国間の経済連携協定というのですが、それから、FTA、こういった自由貿易網が拡大していると。それから、もう一つは、我が国の貿易なり投資環境が他国に劣後し、将来の雇用機会を消失してきていると。

こういった三つの理由から、やはり強い経済を実現するためには、市場として成長が期待できるアジアの諸国、新興国、欧米諸国、資源国、これらの国との経済関係を進化させ、将来に向けた成長発展基盤を再構築する必要があると、こういったふうなことを言っています。具体的にはよくわからないのですが、要するにこのごろの国は財政難、相当苦しい状態にあります、税収のにおか稼ぎをひよっとしたらこの人は考えているのかと、こういうふうには思いました。

それから、もう一つは、この菅さん、総理大臣ですが、唐突にこういったことを考え出したというように一般に言われています。そのわけは一体どこにあるのかというふうなことですが、今、150カ国以上参加しているWTOという自由貿易を目指した枠組みがございます。この中で、自由化がどんどん進められてきていますが、今やはり問題になっているのは、農業などそういうなかなか理解を得がたい問題を抱えていると。こういったことで、このWTOも足どめの状態になっておると。そういったことで、このままではいけないという少数の国々が、こういったさらに自由化を目指す経済協定、こういったことを考え出したということだというふうに取り立たせられていると、こういうふう言われております。

この少数国が、もっとWTOよりも進んだ自由貿易関係をつくって、お互いの国の経済のために進めていこうと、こういうような考え方が生まれてきたのだらうと思いますが、それを菅さんは見て、これは日本もと。これもやはり……、何というか、やはり税収がないからそういうふう考えているのかなんだか、私もこの人の

考え方はよくわかりませんが、何かあるのだろうと思いますが、残念です。

それから、参加することによって失うこと。先ほど町長からもございましたが、農林なり水産を犠牲に、地域経済、それから雇用、こういったものが崩壊するという事です。もう米の関税が780%、これを一気にゼロにするという話ですから、これ、農業だけでございませんで、農業に関係したもの、水産もあります、それから中小業者もございます。皆、相当の影響が起きるわけございまして、想像外の経済状態が起きるのではないかと、こういうふうに使われます。自給率もつながっております。40からもう14%ぐらい、もうほとんど自給率ないのに等しいのではないかと、こういうふうに使います。

それから、このことによって、海外に展開できる企業というのはどのぐらいあるのかということですが、大体2,000社に1社ぐらいしかないと、こういうふうに使われています。ほんのごく一部だということで、ほんの一部の輸出産業のために、国は大変な国益、多くの国民は大変な犠牲に遭うと。この犠牲というのはどういうことですか。本当に町は福祉の方もやっておるわけございまして、生活保護、本当にとんでもない想像をするわけですが、農家の方々が生活保護をお願いせざるを得ないような状況が続々と出てくるのではないかと使っております。

それから、日本は、本当はこれまではFTAの中でもですが、繊維なり皮製品、衣料、それから銅版、金融、労働者、こういった面の異動は困難な分野というふうに使っていますが、仮にもし農業なり金融なり、労働者の異動も開放すれば、国民生活全体に劇的なほどの変化をもたらすと。この国の存立が問題になると、こういうふうに使われております……（時間終了のベルの音あり）もう時間ですから、ではね。

本当はもっとあるんです。誤った判断をされているなというふうに使いたいのが、競争力の問題、それから所得補償。所得補償もこれは財政難ですから、もう空手形、こういうふうに使われています。これは、もうほら吹きになるだろうと、こういうふうに使われておりますので、

○議長（大橋信夫君） 5番議員、時間が過ぎていますので要点のみでお願いします。

○5番（伊藤雅一君） はい。

それで、一つだけお願いがあるのですが、この件に関して、町長、町の中で町民と一緒に大会を持ちたいとこのようなお話がございましたが、ぜひひとつその前に、広域なり国際経済、こういった方に明るい講師の先生をぜひ選んでいただいて、研修会、町民の方々と一緒にこの問題に対する研修会をぜひ持っていただいて、そして今後の町としての対応策をその中でひとつお考えをいただいて、町長の先ほどのお話のとおり、今後のいろいろと対策、対応をお考えをいただきたいということをお願いを申し上げて終わらせていただきます。

あと、財政の方は、町長がいろいろと頭を痛めておられるので、終わらせていただきます。どうも済みません、ありがとうございます。

○議長（大橋信夫君） ご苦労さまでした。休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

3番大平義孝議員、一般質問席へ。

〔3番 大平義孝君登壇〕

○3番（大平義孝君） 3番大平でございます。通告いたしておりましたTPP、農地法改正、戸別所得補償見直し等への対応について、一般質問をいたします。

前者と同じようなことになりましたけれども、ちょっと観点を変えての質問でございますので、お許しをいただきたいと思います。

今、農村はTPPという大変本当に短い略称の、環太平洋、このところが大事なんでございますけれども、戦略的経済連携協定、これが正式な日本語だそうでございます。に参加を検討していることについて、首相の所信表明演説で、「黒船来襲」「開国」などと本当に江戸時代までさかのぼったかのような唐突で無責任な発言を、マスコミによる伝達で知ることになりました。不信、不安の大きな動揺が渦巻いております。さらに追い打ちをかけるかのように、外相の「国民総生産に占める割合がたった1.5%農業のために98.5%の犠牲を強いるのか」との発言まで飛び出すに至っては、食料・農業・農村、そして農業者である国民、そして農村地域の生活者である皆さんを守らないと全世界に向けて発言をしまっているのであります。環太平洋戦略的経済連携協定。戦略もなく外交交渉の責任者が丸裸宣言をいたしてしまえば、もう本当に農業もこの地域も未来がないのではと考えざるを得ない大変な事態であります。

日本は世界じゅうから60%もの食料を輸入し、平均関税率は11%程度と、世界でアメリカ、オーストラリアに次いで低いものであります。欧州連合は20%近い農産物に関税をかけ、農家の平均所得の78%もの所得補償をしながら支援をいたしております。我が国の元気な農業、農村再生をうたい、自給率向上、食料安全保障と書かれた本当に新たな食料・農業・農村基本計画、戸別所得補償などの政策は何だったのかであります。

TPPにつきましては、来年6月をめどにと、10年かけてと、なかなか本当の姿は私たち国民にはまだまだ説明をされていないそんな中で、全国の各地域で反対の大きな声が上がっております。町は、本当にどのようにしたらいいのかなと今心配しているということをお聞きいたしましたけれども、どのようにこれに対応していくのかなと。

次に、順番が変わりますけれども、農地法についてでございますけれども、農地はこのTPPの問題と同じでございます。本来地域の人々によって保有、維持管理、活用されるべき地域資源であります。単なる生産手段の一つではなく、農地の上に集落、コミュニティーが成り立っております。

首相がTPP参加をにらんで、農業対策の中で農業への新規参入を促すため、農地法見直しに取り組むと表明をいたしております。若い人が、自由に障壁なく農業に参加できるようにとのことでございますけれども、支援するため農地の規模拡大、輸出支援を抜本的に検討していくという方針であるそうでございますけれども、農地法は改正されたばかりであります。これをどうとらえておられるのか。

次に、戸別所得補償についてでございますけれども、農業振興の柱であり、自給率向上実現施策の柱と位置づけられた政策であると理解をいたしております。しかし、国の考え方は私の理解とは違う、そのように思わざるを得ないところもあります。米については、価格安定政策から180度転換して、不公平感解消政策にと重点を変えたとの姿勢を鮮明にいたしております。これは、農水省食糧部長の発言によってわかりますが、しかし、

問題となるのは、この米全体の下落を招く仕組みにあります。加入、非加入に関わらず販売価格の下がっている今年の状況がそれを物語っております。単に米余りではない延長線上に何があるのかが問題であります。モデル事業の検証もされないまま見直しに言及する、規模加算をする、そのような発言があります。単年度の政策でやるのでしょうか。そのこともまだわかりませんが、なぜ検証もされないままに見直しをするのかと。このようなことについてどのように考えられておりますか。そのことについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（大橋信夫君） 昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

3番大平義孝議員への質問に対する答弁をお願いいたします。町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、大平議員の一般質問にお答えをしますが、先ほどの質問とダブるところもあるかもしれませんが、誠心誠意、私の考え方を申し上げさせていただきます。

T P P、農地法の改正、戸別所得補償の見直し等への対応についてのご質問、先ほど5番議員にもお答えを申し上げましたが、今年10月1日に菅総理大臣が突然表明したT P P問題は、今、国を二分する世論となっておりますことは大平議員ご案内のとおりでございます、これまでの国の行動を見るに当たりT P Pありきに傾いているように見受けられますが、特に農業を初めとする第1次産業関連への対応策の詳細な説明もなくして、私たちとしても将来における日本農業の展望を思うときに、全く不安を覚えているところでございます。農業の衰退は地方の衰退に結びつくものでありまして、国の衰退につながるものと思っております。

ことし3月、国では10年先を見越した食料自給率を50%目標とした食料・農業・農村基本計画を策定しておりますが、今後国においては我が国の国益を考える中で、生命産業である農業を中心とした第1次産業の分野まで視野を広げているようでございます。その中であって、農家、農民の皆様方が納得のいくような結果が見出せることを期待しております。

先ほど申し上げましたように、我々の生命産業として、あるいは多面的な機能を果たしている農業そのもの、水田そのものについて、そしてまた生態系を壊さないような、そういう施策展開のために懸命に努力している農家、農民の心を思うときには、全く悲しい思いをしているわけでございまして、私も大平議員とは考え方を同じにするものでございまして、本当に残念至極だと思っております。このことについては、本当に先ほど申し上げたように、1に雇用、2に雇用、3に雇用といったふうなことは、例えば農業と関連があるとすれば、いわゆる雇用の問題等は、農家の方々は高齢者になってきていますので、その方々も恐らく私は農業をやってみたいという方もあろうかと思いますが、現在農業そのものについては後継者がいない状況でございまして、本当にかわいそうな農家、農民の心情を考えるときには、我々も本当に憤りを感じているのが現状の町長の気

持ちでございます。

次に、農地法の改正でございますが、昨年12月に施行されました農地法の概要につきましては、大平議員も既にご理解されておりますように、農地の集積を円滑に推進できるようにすることと、農地の減少を食い止め、優良農地を確保することが大きな目的となっております。すなわち今回の農地法の改正の背景は、安全で安心な食料の確保のための改正でもあるわけございまして、さらに前段で申し上げましたとおり、食料・農業・農村基本計画における食料自給率の目標達成のための改正でもあり、こうした中での菅総理大臣のTPP問題発言を私としてもどうしても納得はいきませんが、これを機会に農業委員会の会長を中心として、農地の有効活用が図られるように、町としても強く期待しているところでございます。

最後に、戸別所得補償制度について申し上げますが、本年はモデル対策として米所得補償制度が実施され、固定払いとして10アール当たり1万5,000円が既に農家に支払われております。さらに、米の仮渡金額が昨年と比較しまして3,600円という大幅な下落に伴いまして、所得補償制度の導入による変動払いが来年の3月まで決まるようでございます。そして、農家に支払われるようでございますので、この制度は来年度から本格実施ということで、畑作にもかかわりされることとなっておりますが、その畑作にどのようにこれまた心変わりがなされるか、その辺が非常に心配でたまりません。

国の農業政策を顧みますと、価格補償制度もあったものの所得補償制度はなく、長い農業の歴史の中で全く画期的な制度であると私も思っております。農家の方々が安心して農業経営に従事できるこの制度は、国民の食料確保の面からも大いに期待できるものであり、今後ますますこの制度の内容等、そしてまたTPPの関係をいかに結びつけていくかといったふうなことを私は心配している一人でございます。先ほど申されましたように、農家の方々に対する補償制度そのものは1.5%、98.5%は大企業といったふうなことございまして、その大企業を助けるには、農家は多少なりとも犠牲になってもいいのではないかとといったふうな前沢……、ちょっと名前を忘れましてけれども、外務大臣の考え方のようでございます。

町といたしましては、今後とも農家の方々が安心して農業経営に専念できるように制度を有効に活用して、農業関係者、農業団体、そしてまた議会との連携を密にしながら、農業振興に一層の邁進をしてまいらなければいけないと考えておりますので、その点について議員にもご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） るる本当に町長も非常に心配しながらこの推移を見ているということが伝わってまいりました。本当にそのとおりございまして、TPPにつきましては、今さまざまところで報道などを見ますと、農業の、特に米にそれこそ矮小化して、その他多くの自由化、規制撤廃などについてはなかなか報道もされないうまでございます。そして、その米に矮小化された中で、やり玉に上げられるのが戸別所得補償という補償制度でございます。そういったTPPはセットとして農業の強化策があるものの、間違いなく農業そのものが危機的状況に陥ってしまう農産物の輸出、輸入だということでございますので、本当に大変な事態を招くのではないかと心配をしているわけでございます。

先ほど町長が申されましたように、国の基本計画をつくるに当たり、強い農業をつくるんだと、自給率向上を図るんだと。本当に農業が元気になるのではないかなと、そういう思いでその文書を読んだりしていたものでござ

ざいますが、ここに来てそれもどのようなことになるのか心配でございます。

この強い農業をつくるために、どのようにしていかなければならないのかなと私なりに考えてみますと、強い農業というのは担い手一人ではなし得ないと。一人の才覚のある、今さまざま言われておりますけれども、先が読めて、自分で商売して、それでの上がっていくというような方が何人かいてもできるものではなく、農村農業とこの日本国土のわずかな面積をどのように使っていくかということを考えれば、農村の集落に住んでいるみんなで支え合いながら、その地域の認定農業者なり集落営農組織なり、法人化された生産組織なりを支え、それができなければ、この農業自由化の中で株式会社が農地を取得、そして、地域は崩壊してしまうというように私は考えております。

そのような中でございますけれども、多面的機能が備えられて、支えている集落崩壊を招くものに何があるかということについて、とりあえず涌谷町でも農地水環境保全の施策に取り組んでいる地域もございまして、招かないようにするにはどのようにしていくかということについてお伺いをいたします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） それでは申し上げますが、いつかの議会でも申し上げましたが、今ご心配になっております、いわゆる農村の疲弊についてでございますが、いわゆる限界集落、限界市町村といったふうな現況でございまして、それは何を物語るかということ、いわゆる社会保障の問題等については、小泉総理の際には10年間で2.2兆円の金を減らして、そして年間2,200余円の金を減らしながら、社会保障費等々も減らしながら、今日まで至ってきているわけでございまして、本当に地方のために何が必要かということ、地方は何といっても田んぼにしても畑にしても山にしても、それぞれの生態系を保存しながら、その地域で頑張っている農漁村の方々は、本当に今のところはどのように頑張ったらいいのかといったふうなことで、農家のみならず担い手そのものは全く魅力のないところで頑張っている状況でございまして、今回のTPPの問題については、既に有言実行となされた菅総理そのものについては本当に責任があるのではないかと、そんな感じすら抱いているわけでございまして、いわゆる有言実行だとすれば、TPP問題が出る前にこのようにしたいといったふうなそういうことを国民の前にお知らせを申し上げながら、国民の合意形成が一番必要ではないかと。国民を無視したような、そういうふうな思いつきの言葉そのものについては、私は決して許せない言葉だと信じております。

したがって、そのTPP問題は6月中に何とか結論を出したいといったふうなことでございまして、今のところは何の、いわゆる閣僚会議も、あるいはプロジェクトチーム等々もないようございまして、本来に来年の6月そのものはどういうふうに戸別補償方式とTPPの関係を結びつけていくか、本当に我々は注視をしなければならぬといったふうな心境でございます。

そういうことからしますと、先ほどだれかにも申し上げましたが、1に雇用、2に雇用、3に雇用といったふうな大きな声で叫び続けたあの方の心境は、何のために1に雇用、2に雇用、3に雇用といったふうなことを申し上げたか、私にはわかりません。本来でありますと、農家に魅力があれば、後継者も育つわけでございまして、そういう意味からして後継者が出ないということは、涌谷町はたまたま一人の方が出ましたけれども、いわゆる後継者がいないということは、農業そのものについては、今申し上げたように魅力がないから、あったとすれば、いわゆる雇用の問題等もある意味で整理がつくわけだと。例えば来春卒業する高校生の場合の就職率は40数%と内定はしておりますけれども、いわゆる昨年の大学卒もまだ50%に満たないといったふうな状

況でございます、その関係はもしかしたら農業に魅力があるとすれば、いわゆる荒地となっていたところも私は農業をやって経営者になりたいといったふうな方々もいようかと思えますけれども、今のところは何をつかんでいいのか、ちょっと町長としても見失っているところでございまして、その点については、ある意味ではがっかりするなといったふうな、いわゆる主権在民とは何かといったふうなことを考えた際には、我々が主権者であって、たまたま国会議員にとれた方は立法権あるいは法律そのものをつくり上げる方々でございまして、その方々は地方あるいは地域づくりのためにどのような施策を展開したら、いわゆる国民のためになるかといったふうな、そういうふうな形の中で考えていただきたいと。

そういうことでございまして、私は21町村で町村長の全国大会があった際には、宮城県の町村長が民主党議員の前に一堂に会しながら、涌谷町の町長は一人一人に対して、中には欠席された方もいますけれども、マイクをいただいて、「しっかりと頑張ってください」といったふうな、それぞれの人にお話を申し上げたわけでございまして、私は先ほど申し上げたように、立法権はないにしても主権は国民にありといったふうな、そういう考え方を思っ、私は恥ずべきことなくおしゃべりをさせていただいたわけでございまして。

そういうことからしますと、後の町村長は「涌谷の水戸黄門だからああいうふうにやれますけれども、我々はあのようにしゃべれない」といったふうなことで、本当にある意味では遠慮なさっておったのか残念でたまらなかつたわけでございまして、私は私なりの長い長いキャリアの中で、それぞれの議員さん方との交流もあるわけでございまして、その点はどんな恥もなく、その地方の思いをがっちり私は言い続けたわけでございまして、本当に拍手喝采をいただいたわけでございまして、今後とも私はある意味で暇ができた際には議員さんを訪ねながら、地方の経済状況等について、なおさらのことこの40年の経験を生かしながら、なお一層この方々にお話をすることにしておりますので、時間を割愛していただいたときには、議長のみならず副議長にも同行していただいて、与党、野党を問わずこの問題について、いわゆるお話をしなければいかんといったふうな、このままでは農家の後継者が育たないといったふうな環境を見るときには、本当に悲しい思いで東京を後にすることが何回もあったわけでございまして、その誠意だけは酌み取っていただくようお願いを申し上げたいと思っております。

以上を申し上げながら、このT P P、涌谷町の農業のために何が必要かといったふうなことも、改めてこれまた予算編成に向かって頑張りたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） 本当に「平成の水戸黄門として」というのは冗談ではなくて、本気で言いますけれども、この厳しい情勢はだれがつくったのかということも考えながら、今、国を動かしている国会議員の皆様方にこれまで以上に督促をし、農村の実情に合ったような政策をつくっていただくように町長の方から申し上げていただきたいと、そのように思っております。

次に、農地法の改正についてでございますけれども、先ほども答弁はいただきましたけれども、21年12月15日、一部改正と言われておりますけれども、非常に大きな改正が行われているのは皆さんご存じのとおりでありますけれども、やっと1年たちましたけれども、その農地法でさまざま動かすものがどういうふうになっているのかという検証もないままに、T P Pに参入するためにだけではないかと私は思うのでございましてけれども、

改正しなくてはいけないのだと、若い人たちが新規参入しやすいようにと、そういう発言でございましたけれども、もう改正で権利移動3条関連まで、新規参入の緩和、これも大幅な緩和でございますけれども、だれでも借りやすく参入しやすくなっております。それにあわせて農業経営基盤強化促進法や農振法、農協法なども改正されて、一体何をもちましてさらに改正しなければいけないのかというようなこと、私もわからないわけなのですけれども、何か古い法律を読んで、何とかこの危機を乗り切らなければいけない、その法律の改正を目指してしまったのかなと私なりにそういうふう理解をしておりますけれども、特に前からのさまざまなものを読んでみますと、前の政権が提案した改正案を、当時野党として企業による農地支配を懸念して、ここですけれども、「耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を」と、こういうことを法律に明記させているということでございますから、当時も党のトップとしてさまざま活動なさっている方が知らないで済むことではございませんので、本当にそのようなことであれば残念であるなと思っております。

このことについては、質問として産業振興課長にお聞きしますけれども、涌谷町では1年たつて、この改正された法律にのっとって農業委員会の事務をやっておられると思いますけれども、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） 大平議員のご質問にお答えを申し上げます。

農地法の一部改正が行われまして、はや1年を過ぎ去ろうとしておりますけれども、涌谷町といたしましては、この法律の改正に基づきまして粛々と事務処理をしておるのが現状でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） その粛々と事務処理をしている中で、現在まで何か問題になったことはなかったとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） 現在のところ具体的な問題は特に発生しておりません。ちなみに農地の移動等につきましては、特に水田の価格の問題等々もございましてですが、なかなか動きが鈍いのもまた事実でございます。それから、具体的に企業参入等々についての改正も今回あったわけですが、その動きは今のところございません。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） ということは、本当に総理大臣の知らない末端の自治体では、粛々と総理大臣が考えていることと符合することが法律的に実施されているということでございますから、本当にわからないことになっておりますけれども、しっかりしていただきたいなとこの場から小さな声で発言するのみでございます。

次に、戸別所得補償についてでございますけれども、戸別所得補償をつくるときに、農地流動化基金をつぶして、基盤整備の予算を切り捨てて、そして戸別所得補償をつくったはずでございますけれども、それで何をしようかということだったと思うんですけれども、先ほども1問目で申しましたけれども、不公平感の解消とか整合性とか、得られたのは不公平感の解消であったと自画自賛をしておりますけれども、さまざまなこのTPPとの整合性をどのように説明していくのかと。いまだにまだ新聞、テレビの報道のみにしか接していないわけでございますけれども、政策に矛盾が出てきているのではないかなと思っております。町としてこの政策の

矛盾をどのように考えておられるでしょうか。端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋莊治君） 政策に対する矛盾は、全く矛盾だらけでございまして、今のところは日本丸は左に行くのか右に行くのか全然わかりませんので、きのうの交付税の問題については17兆円と新聞に上がっていましたが、きょうの昼間のニュースでは16兆9,000億円といったふうなことで、それにプラスアルファだといったふうなことでニュースがあったわけですが、何回も言うようでございすけれども、今のところは、菅総理大臣の方向づけは私たちには全然見えないといったふうなことは正直そのとおりでございまして、本当に行政を預かる者にとっては非常に困惑している状況でございすので、その点についてもご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） まさにその困惑しているのは農村に住む私たちだけではなく、全国の皆さんが困惑していると思うのでございす。

そこで、最後の質問になりますけれども、この涌谷町の小さな自治体でございすけれども、広大な町土の保全、そして多面的機能を維持していくために、さらには地域の経済活性化、産業振興のために、涌谷町は今まで、先ほども申しましたけれども、農地・水・環境保全事業への取り組みや園芸特産重点整備事業でございすか、それに毎年のように多くのハウス農家への支援、そして、中小企業者の皆さんへの融資というふうに、本当に地域、近隣にない施策を続けている町として私も誇りに思うわけでございすけれども、この国土保全多面的機能の維持というものについては、農地・水については現在のところは涌谷町では環境保全の作物づくりにはどなたも取り組んでいない。そして、面的機能の保全については、農振農用地にしかその予算の使途が限られているという状況の中でございす。私は、本来であれば、本当に圃場整備の終わった農振農用地の保全をするよりも、涌谷町山間地に畑や開田やさまざまな農地がございすので、そっちの環境保全をするのが一番大事で、今の国の政策にもきちんと当てはまるのではないのかなと考えております。

まず、その農地・水・環境保全事業について、今後私どもも要求、要望をしていかなければなりませんけれども、政策の実施者として、町として、国にそのようなことを申し上げていっていただき、町土の保全、については国土の保全になりますけれども、それと多面的機能の維持について、ただ戸別所得補償をもらっているだけではないのだよと、予算がなくとも自分たちの郷土の中からさまざまな取り組みをしているんだよということ町として一つの政策にあらわしていただくのはもちろんでございすけれども、国に申し上げていっていただきたいと思ひますけれども、どのように取り組まれるか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋莊治君） 環境保全の問題については、これは日本だけの問題ではございせんので、世界的にこの環境保全の問題については、非常に今まで乱獲されておった薬草等々も育てていかなければならんということで、世界の国々ではその乱獲防止のために懸命に守っているような状況でございす。例えば薬草は、本当に漢方薬として、アメリカもあるいは東南アジア等々でも非常に病気に強い薬草だといったふうなことで守っている状況でございまして、一番大事なのは何といっても環境が大事だと。いわゆる生態系を保存していかなければならんといったふうな、小動物のみならず植物等々も守っていかなければならんといったふうなことで、

涌谷町も多分に漏れずそういう状況で、今、山に行って昔とった薬草、当薬ですか、あれもございますか、今、涌谷町に。ほとんどないような状況で、そういうものは何といたっても子々孫々まで残していかなければならんといったふうな、環境問題が一番大事ではないかといったふうな、田んぼにイナゴもいない状況でございます、秋になれば赤トンボが舞い交う時代もあったわけでございますが、今現在そのように田んぼの黄金咲く、いわゆる稲穂の上を飛び交う赤トンボさえもなくなったといったふうな状況でございますので、その環境そのものについては、何といたっても守っていかなければならない、我々現代生きている者にとって、子々孫々までそういうものを残してまいりたいと私は思っておりますので。そして、そのために環境にやさしいといったふうな米づくりをしましょう、あるいは野菜づくりをしましょうといったふうな構築農家が一緒になって、そういう方向づけにいかなければならんといったふうな町長としての気持ちでございますので、その方向づけで頑張りますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げて答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大橋信夫君） 以上で、3番大平義孝議員の一般質問を終了いたします。

1番杉浦謙一議員、一般質問席へ。

〔1番 杉浦謙一君登壇〕

○1番（杉浦謙一君） 1番杉浦でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、来年8月には大橋町長の改選期に当たるわけございまして、来年度の予算、議会前に取り上げようかなと思いましたが、この時期が一番いいのかなと思ひまして一般質問を行います。

町長、1期目の当時では本間町政から引継ぎを行ひまして、公約実現に関しましては大変なご苦勞があったかと推測されます。町長の公約の一つでありますこれまで大橋荘治町政が開催してきた町民会議について質問いたします。この町民会議の実績について、町長ご自身で評価するのはなかなか難しいかもしれませんが、町長みずからお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、町民の声とはいかなるものか、町民の意見や考えなど貴重なアイデアがあると思ひますが、町民の声を聞く努力はしているものなのか、この点についても質問をいたします。

次に、町長が4期16年目に当たりますけれども、選挙でも公約し、この間の町長選の選挙公報、私の手元にありまして、拝見させていただいておりますけれども、この選挙公約の中味で「特性を生かした産業、土地基盤の整備」という項目がございまして、農業基盤の整備、畜産・園芸の振興、企業誘致を推進し若者の雇用の増加を図ること、そして空き店舗の対策がこの間実行できたのかどうか、ご質問をいたします。

また、二つ目の項目では「自然環境、生活環境の整備」という項目がございまして、河川公園、篁岳山系の自然環境整備、無火災・無事故・犯罪のない安全な町を目指し、地域主体の自主防災組織の強化では、町長から見てどう評価するのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

三つ目に、「保健、医療、福祉と教育、文化の充実」の見出しがあります。少子高齢化社会に対応し、子供とお年寄りを大事にする施策になお一層努めること。保健・医療・福祉連携による健康増進に努めること、幼稚園・保育園・児童館を一体化させた（仮称）涌谷こども園の整備を目指すとあります。

そして、四つ目には、「行財政改革を進め、財政基盤の強化を図り、町民の負担軽減とサービスの向上に努める」とあるわけでありまして。これらの項目や町民会議についてでありますけれども、来年度の話にもなります

が、予算を編成し執行するのは町長ご自身であります。公約は実現可能なものとそうでないものとあるのは当然だと思います。大橋町長に今後も頑張っていただかなければなりません。いい施策には私自身協力は惜しみません。来年以降もどう取り組むのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に移ります。防災対策、冠水対策について質問をいたします。

平成23年度予算編成に当たっては、まず総合計画にもあります防災行政無線の設置について質問をいたします。

私が過去の一般質問で取り上げたものではありませんけれども、来るべき宮城県沖地震に備えて、また地震だけではありません、火災や風水害もごさいます。そのために重要な施策でありますこの防災行政無線の問題では、ことし総務産業建設常任委員会では行政視察を行い、報告書も提出しております。ラジオ型の戸別受信機と屋外拡声器の併用が望ましいと考えております。実際に実施するののかしないのか、町長の見解を伺うものであります。

また、以前に比べれば少なくなったとはいえ、大雨時の町内の冠水についてまだ残されているのではないのでしょうか。きょうの天気はかなり心配な点もありますけれども、町民の安全・安心なまちづくりのためにも必要な施策であります。あわせて冠水対策についても考えを伺いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、杉浦議員にお答えを申し上げますが、前段にお話があったようでございますが、懸命に努力してきた結果をお認めいただきまして、本当にありがとうございました。

そこから入らせていただきますが、まず15年の歩みを申し上げますと、数限りない180億円の金を費やして、そして皆さんにお配り申し上げます涌谷町が合併しないということで決まってからは、平成17年には16億円の返還金、これは借金の返済であります、そして数字を先に申し上げておきますが、平成18年度は10億8,300万円、そしてまた平成20年度は9億5,800万円、21年度は7億5,300万円、22年度は6億5,000万円、そして23年度は6億700万円といったふうな、そういうふうにして涌谷町は行財政改革を行ってきたわけでございますので、まずはこの行財政改革の内容をちょっとだけお話を申し上げてから本論に入らせていただきますが、まずは農業委員が19名いらっしやっただのを3名減にさせていただいて、今現在16名でございますが、町長、助役、教育長、当時は収入役もおりましたが、議員さんにも10%を協力させていただいて議員さん分は700万円、トータルしますと2,300万円ほど金を浮かせていただき、さらにまた職員の管理職手当、時間外手当、臨時職員をできるだけ使わないといったふうなことで頑張らせていただいて、そしてまた非常勤特別職の報酬、費用弁償、あるいは光熱水費、消防費、食料費、通信・運搬費、手数料、委託料、そして納付期限前の納付奨励金の廃止、あるいはその他いろいろと頑張らせていただきまして、当初約2億6,000万円の金を浮かせたといったふうなことで、行財政改革をやらせていただいたわけでございます。

したがいまして、今現在、第4次行革大綱9本の柱を立てまして、それぞれその後期に向かって今現在も行財政改革を行わせていただいて、そしてまた職員の数も1万7,000人の人口割合にしては少ないのでございますけれども、12%ほど町長部局の分の職員を減らせていただいて、そしてまたワンストップフロアということで、建設水道課もことしの10月にこの裏に館を建てて1人の人間を減らしたわけでございまして、それぞれ町長は

町民の皆さんの税金を確かなものに使わせていただくといったふうなことで、むだ遣い等々は職員初め議員の皆さんも知っているとおりでございまして、頑張っ、頑張っ、そして今現在少ない返済金で済んでおりますが、時たまたまいろいろな面で、いわゆる地域総合整備事業債を仰ぐとか、あるいは借金をしなければならないといったふうなことで、今はそのような状況ではないと判断しながらも、行財政改革はいとまなくやっていかなければならないという永遠の課題として町長はとらえているのが現況でございます。

その点から入らせていただきますが、まずは第1点目の町民会議の実績についてのご質問でございますが、私が町長に就任した座右の銘としては「一隅を照らす政治をやりたい」といったふうなことで町民会議というものを開かせていただいて、各地域から20数名の方々を、区長さんもしくはだれかその地域の顔役と思う方に推薦をしていただいて、あるいは公募等もさせていただいて、本当にこの15年間その方々の地域の声なき声を聞かせていただき、古川市の当時の市長は100人委員会というものを設けたようでございましたが、それもいつの間にか消滅してしまい、私はこれは継続的にやっていかなければならんといったふうな、議員も目の届かない場所もあるはずでございますので、その町民会議こそがまちづくりのかなめだと、そんな感じを抱きながら、議会の中では議員とも議論をさせていただいているのが現況でございます。

そういうことで、町民が主人公の思いやりのあるまちづくりを目指して、これまで町民の方々がお求めになっている行政側にあるという一方通行な考え方ではなくして、町民の皆様と行政がまちづくりに関する共通の目標を持ちながら、その実現に向かってお互いの持てる能力を最大限に活用して、協力して、まちづくりに取り組むことが、協働のまちづくりであると認識しております。

そういう意味からして、いわゆる女性の方々の町の健康推進委員の、黒1点もおりますけれども、黒1点は久議員でございまして、あとはほとんど女性方々によって、町の健康増進のためにお力添えを賜っておりますこともご案内のとおりでございまして、その具体的な手段として町民会議というものを開催をさせていただいているわけでございます。今現在も、さらに第4次総合計画の後期計画についても公募をいたしまして、20数名の方々に町民会議のメンバーとしてお選びをさせていただいて、後期計画の中には男女共同参画社会というこの時代において、女の方々が13名おりますが、そういうことで意見をいただいております。いわゆるその意見は何といてもパブリックコメント制度も平成21年度から導入をさせていただいております。

議員お尋ねの町民会議についてでございますが、平成8年度から開催をして、これまで委員をお願いいたしました町民の皆様は述べ301人、実人数では243名の方になっていただいております。

さて、町民会議の意見を施策に反映させているかのご質問でございますが、にぎわい夢ショップ事業、ネット販売事業、観光クリーン再生事業、町民会議でのご提案によりまして事業展開いたしましたものも、これもその一つでございまして、さらに食の町民まつり、第一小学校の学童保育や町民バスの無料パスポート導入につきましても同様でございまして、このほか先ほど申し上げましたように、第4次総合計画の健康ステップ21計画、食育基本計画、あるいは安心子育て支援プラン、国土利用計画などの各種計画策定の際にもご意見をちょうだいいたし、計画に反映いたしましたところでございます。今後とも町民会議を開催し、町民皆様方の声なき声を隅々までご提案をいただくような、そういうふうな町政運営に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、町政4期16年までの公約の実現状況と今後の取り組みについてでございますが、議員皆様のご指導、ご

協力のもとにほぼ着実に公約が実現できておりますことに厚く御礼を申し上げます。

私の公約は、大きく4本の柱を立てまして、実現に向け努力をしまいいりましたことを申し上げますが、一つ目の特性を生かした産業、土地基盤の整備であり、農業基盤整備としましては平成10年度には岸ヶ森地区を圃場整備し、また、今年度を実施設計予定の名緒地区あるいは平成23年度以降には鹿飼沼地区を圃場整備し、農用地の保全と有効利用を図ろうと努めてまいります。

次に、園芸・畜産の振興では、町の重点事業であります施設園芸事業につきましては、長年にわたって農家の皆様と町・県が一体となって取り組んでおり、特に涌谷町は私が町長にならせていただいてから、施設整備の3分の1補助といったふうなことで、涌谷ブランドの産地形成のために事業推進を図ってまいりました。

また、平成15年度には土づくりセンターを整備いたし、畜産農家の悩みの一つであるふん尿の処理の問題に取り組みましたし、二つ目は先ほども申し上げた自然環境の問題、生活環境の整備であります平成18年度に涌谷浄化センターに着手をいたし、その後順次下水道の整備に努めてまいりました。

また、同年、桜回廊再生事業に着手するとともに江合川特殊堤防改修工事を行い、往時をしのぶ桜並木を再生することができました。このことは北上下流工事事務所の西畑所長より移転等々は涌谷町は無理であるといったふうなことで、涌谷町にこのような特殊堤防をつくりたいのだがといったふうなことで、職員の皆さんにプロジェクトチームをつくって、どのような特殊堤防がよいか、その点について職員が考えながら、コンパネを原寸大のものにつくって、そして2月の寒い日に、耳が凍りつくような寒い日に、職員十数名でそれをあの堤防に持って行って、あのように原寸大のものをつくりながら、あの川沿いに並べたところ、西畑所長は「職員がこのように一生懸命やったのだから、涌谷の町長さん、このようにつくります」といったふうなことで、左岸上流260メートル、約2億6,000万円ほどかかったのでありますが、そのお金も出していただいて、ただ問題は西側から見る左岸の下流、非常に弱体化しておりますので、グレードを下げてもいいから左岸の方もやってくれといったふうなことをお願い申し上げたところ、快くお引き受けをちょうだいいたしまして、そして、往時をしのぶ桜回廊を復活をさせたといったふうなことでございますので、私にとっては世間並みのことはやったつもりであります。あの堤防こそが、涌谷町は川があって、魚があって、そして城があり、そして小京都と思われるようなすばらしい特殊堤防があるといったふうな、これも子々孫々まで残さなければいかんといったふうなことで、桜回廊も復活をさせていただきました。その桜回廊も東北整備局の青山局長に何度となくお邪魔をさせていただいて、最終的には「涌谷の町長さん、わかりました」といったふうなご理解をいただいて、往時をしのぶような桜並木も再生をさせていただいたところでございます。

したがって、それもこれもキャリアの面で、恐らく今の時代お願いすれば、こういうもったいないことはやめろといったふうな指導も受けるかと思いますが、私はいいときに町長にならさせていただいて、すばらしい財産を残したといったふうなある意味での自負心もありますし、あるいはまた桜を守る会の皆様のご協力もちょうだいして、あのような立派な堤防も築堤されていったふうなことでございますので、その点についてまず申し上げさせていただいたわけでございます。

さらにまた、平成10年の10月10日、午前10時、オープンいたしました涌谷町天平の湯、そして平成21年9月15日に入浴者200万人を達成いたしましたといったふうな吉報もあるわけでございまして、そしてまた第2源泉の掘削等にも成功いたし、リニューアルオープンを兼ねながら立派な第2源泉も利用させていただいているのが現況

でございます。

三つ目は、保健・医療・福祉・教育・文化の充実でございますが、保健・医療・福祉につきましては、全国に先駆けた地域包括ケアシステム構想に基づきまして、質の高いサービスの提供に努めてまいったところでございます。町長にならさせていただいてから療養型病床群41床、あるいはリハビリテーション、そしてまたゆうらいふ、12億円ほどかかりましたが、オープンをさせていただき、さらにまた議会の皆さんにお願いをして、グループホームの増設等も行わせていただき、高齢者の方々に安心して住めるようなまちづくりを展開してきたわけでございます。

そしてまた、子供は町の宝として大事にする施策として、保育所待機児童ゼロと小学校6年生までの通院・入院医療費の無料化、あるいはヒブワクチン無料接種を実施して子育て支援に努めてまいったところでございます。そしてまた健康増進のために涌谷スタジアム、あるいはサッカー場、あるいはテニスコートに照明、あるいは涌谷スタジアムの完成等々で、老若男女があつた施設を利用しながら連帯感を深めると同時に健康増進施設として利用させていただいているのが現状でございます。

四つ目は、行政改革の推進であります。先ほど申し上げましたように9本の柱を立てて、それに従いまして、私はそれぞれ申し上げておりますが、行財政改革は永遠の課題としてこれまた改革していかなければならないといったふうな気持ちでいっぱいでございますので、その推進に向かって行革大綱及び行政改革推進計画を策定して、そして財政の健全化、町民の方々のサービス向上に努めてまいったところでございます。

そしてまた、要所部分をかいつまんで申し上げましたが、もう少し詳細にわたって説明をさせていただきますが、まずはハード事業として、新町の老人保健施設ひまわりの設置、あるいはひだまり公園等々をつくらせていただいて、そして学校給食センターの新築工事あるいは先ほど申し上げたゆうらいふ、リハビリテーション、療養型病床群、そして八雲住宅。さらにまた涌谷中学校の武道館、あるいは生活弱者と思われる一本柳の住宅の戸をサッシにかえて、さらにまた網戸に全部かえまして、いわゆるあの方々にも涌谷の町民でありますから、何と云っても快適な場所で生活してほしいといった願いを持って、側溝改良等々もやらさせていただいたところでございます。そしてまた籠岳中学校の校庭拡張、あるいはプールの新築、あるいは往時をしのばせる先ほど申し上げた関係、あるいはくがね創庫の改築等々をやらさせていただき、そしてまた108号線の明治水門前の歩道の設置、ちょうど明治水門のこちらの手前の方でございますが、さらにまた天平ろまん館に行くところの歩道の設置、今一生懸命頑張っておりますが、あれはおおむね5億円ほどかかるようであります。恐らくことし中に完成するのではないかと考えております。いろいろと申し上げたいことは多々ございますけれども、何と云っても生活改善等、あるいは城山公園のトイレ、下と上に建て直しをしながら観光客に喜ばれるようなそういう施策展開等々もやらさせていただいてきたわけでございます。

いろいろと申し上げさせていただきましたが、今後の取り組みにつきましては、現在策定作業を進めております第4次総合計画の後期計画の策定に基づき、23名か24名で今策定をさせていただいているところでございます。そのことについては今申し上げたとおりでございます。

時間がございませんので、2点目に入らせていただきますが、2点目の防災対策、冠水対策についてのご質問でございますが、まず防災対策の防災行政無線の設置につきましては、さきの定例会において質問者が所属する総務産業建設常任委員会の視察報告書に、当町においても構築に値する内容をもって報告がなされたところ

でございます。

当町におきましては、基地局、中継局、陸上移動局から成る移動系防災行政無線のみ整備いたしているところでございますが、今現在、下町の下の方に防災拠点施設を今つくっておりますが、来年度はすばらしいヘリポートも、そういうふうな施設もつくる予定でございます。なぜ今まで投げておったかという、地盤沈下のために非常に時間がかかったといったふうなことでございますので、恐らく来年度予算には計上されると思っておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

なお、質問者がお話しされる防災行政無線でございますが、同報系防災行政無線の設置についてのお尋ねのことと存じますが、同報系を構築するには、一朝一夕にできるものではないと私も考えておりますが、当時を思い出すと、つくろうと思った際には老健施設、あるいは運動施設等々で、当時の試算ではおおむね6億円かかるのではないかといたったふうなことでございましたので、ちょっと見送りをさせていただいているのが現況でございます。

質問者の視察報告書を見させていただきましたが、利用状況は主に町のお知らせなど、行政情報の伝達手段に使われている状況のようでございます。これらのことを踏まえまして、国が推進しておりますデジタル行政無線も見据えて、町内の電波調査に基づき、内容をもって涌谷町にはどの程度の設備整備をもって構築できるのか、最善なのか、あるいは現在設置している移動系防災行政無線の効果に加え、携帯電話等を活用した方法も含めた構築方法など、同報系防災行政無線にかわるものも含めた選択肢の検討をしてみたいと考えております。それも前向きで検討させていただくといったふうなことでございますので、ご理解をちょうだいいたしたいと思っております。

次に、冠水対策についてのご質問でございますが、西地区におきましては国営江合川地区による涌谷西排水機場と涌谷西排水路が平成12年に完成し、その上流を県営・国営付帯江合川右岸地区による小谷地新堀、あるいは幹線堀の整備を行い、上流部から市街地への流入を抑えることができると思っておりますので、その方向づけで新年度予算を組むような状況をさせていただいている状況でございます。西排水機場にはおおむね30億円のお金がかかりまして、150ミリの排水管等々を3基、480馬力、そして毎秒114.1トンの水を排水するような、そういうふうな排水機場でございまして、そして、10年に1回と思われる168ミリの雨にも耐えるといったふうなことでございますけれども、今現在を考えるとゲリラ豪雨というものがございまして、本当に安心できないような、恐らく今晚も大雨になるであろうと危機管理室では既に準備をさせておりますけれども、そのように消防団とも連携をとりながら、この地域の排水作業になお一層の専念をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

既に決まりました東地区の久助山、あるいはもう一つ手前の排水機場も全部完備しましたので、涌谷町はおおむね排水そのものについては、ある意味で決まったのかなと思っておりますけれども、市街地の通路ではいまだ未整備の箇所が多く、排水に支障となっている箇所がございまして、いわゆる集中豪雨の際は今でもこの辺は雨がたまるといったふうなことでございまして、即、雨が晴れると水が引いていきますけれども、いかにしてこの問題を解決するかといったふうなことで、国の経済対策により桜裏地内の排水路や旧みどりの涌谷支店わきの水路改修工事を行い、排水対策を今日まで講じてきたところでございます。

また、今回の補正予算に計上しておりますが、道路改良事業費に北田線の道路工事を予定しており、道路拡幅

にあわせて水路の整備を行い、大江堀の排水を小谷地の方へ流してやるといったふうな、この市街地には水を通さないといったふうな、そういう対策も講じさせていただく予定でございます。これは長年にわたってご案内のように北田商店から幹線堀に堀を掘りながら、幹線堀にシャットアウトする堰がございますが、あの水路から新しくつくった新堀の方へ、町を通さないで流水してやるといったふうな、そういう環境を整えさせていただく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

今後は、市街地の冠水時間の短縮に向け、先ほど申し上げたように、集中豪雨が来るとこの辺は水がたまりまでするので、排水に支障となっておりますアルプス前の水路や旧涌谷消防署前の水路の整備計画を立てて、関係機関と協議をしながら市街地の排水路整備を行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも議員のなご一層のご協力とご指導を賜りますようお願いを申し上げて答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 1 番。

○1 番（杉浦謙一君） 肝心なことを私も質問がありますけれども、忘れていましたけれども、来年 8 月は改選期を迎えると思います。これまで実績がるありますけれども、まずもって町長ご自身の進退のお考えを少しお聞かせ願いたいということと、あと、この公約にもございます少子高齢化社会に対応する問題で、妊婦健診のこれまでの 14 回の無料化、出産一時金の増額措置は今年度限りではなかったのかと思いますけれども、この国の助成がなくなるならば、来年度町はどうするのかお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） 私の情報では、1 年延びるそうでございますので、あとはその後、町当局で考えることは無理でございますので、何もかにも地方主権といって国の方では最終的には地方で責任を持ちなさいといったふうなことのようにございますが、これこそが地方 6 団体と頑張って国の方に攻めていかなければいかんといったふうな気持ちでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長の立候補については、後援会とまだ相談をしていませんので、皆さんの前ではまだ早急かなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。あるいは出るかもしれませんが、よろしくお願います。

○議長（大橋信夫君） 1 番杉浦謙一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 17 分

再開 午後 2 時 28 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

6 番門田善則議員、一般質問席へ。

〔6 番 門田善則君登壇〕

○6 番（門田善則君） 議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておりました私の一般質問をさせていただきます。

新型インフルエンザワクチン予防接種の助成であります。涌谷町は今まで福祉の町と言われながら、宮城県内でも早目に何事も福祉にかかわることは実行してきたと私は考えております。そしてまた、それを評価するものでもございます。

そういった中で、今回、新型インフルエンザ、マスコミ等でもニュースでも流れておりますけれども、ことは相当流行するのではないかというふうに考えられております。

そういった中、当町においては、13歳未満の方、また65歳以上の方には助成をしております。しかし、13歳から65歳までの間の方には、現在助成はしておりません。そういった中、町民の方々は、「なぜ我々40代、30代にはないのだろう。議員さん、どうなんですか。なぜないんでしょう」と。「そうですね、あればいいですね」ということをお話ししたこともあります。

そういった中で、今の働き盛り、ましてや子育て中の方々、ましてや就職難もあり、会社も経営が大変だという会社に勤めていると日給月給になっております。そうすると風邪を引いて会社を休めば、1週間でも日給月給の日給が減るわけでありまして。そういった働き盛りの方々が、一生懸命この町に対しても税金も納めていただいている。そういう方々が日給月給で25日稼働の1週間休んだ場合には、18日分の給料しかもらえない。どうなんだろうと考えると、やはり年寄りも子供も大事だけれども、その生活を支えるその家庭の大黒柱が病気になっては大変だと。そういった意味からしても、このことについてはぜひとも町としてやるべきではないかというふうに考えたものですから、今回一般質問をさせていただきました。

宮城県内有数の福祉の町涌谷町が先進町となるためにも、やはりこういった助成は前もってほかの町に先駆けてやるべきだと思うし、隣の美里町ではその13歳から65歳までの間の方に、1,000円の助成をして、ぜひとも仕事を頑張ってやっていただいて、町の税収にも貢献していただきたいという気持ちの中でやっているのではないかと私なりに考えるわけでありまして。今回、この質疑をさせていただく中で、やはり私もそういった考えを持ちますので、町としてのこのことについての考え方を聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、6番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、新型インフルエンザワクチン接種の助成についてのご質問でございますが、昨年世界的な大流行となりました新型インフルエンザは、豚に由来した弱毒性のインフルエンザで、当町においては8月初旬に患者が発生してから急激に罹患者がふえるという状況でありました。中でも、幼稚園、小中学校では、最終的には671名の罹患者が出たものの小児の入院事例が1件あったほかは外来治療により軽快し、幸い死亡にまでは至らなかったということが不幸中の幸いだと、そんな感じを持っております。

新型インフルエンザワクチンの接種は、罹患を防ぐものではなくして、罹患したときに重症化することを防ぐというもので、昨年当初はワクチンの供給も十分ではなかったし、国の指導によりまして、まず診療等に当たる医療従事者を接種したところであります。次に、感染によりまして重症化しやすい基礎疾患をお持ちの方、あるいは小児、高齢者等が優先接種の対象者として決められ、その後に順次接種できる範囲が広がられました。

しかし、急激に感染が拡大する中で、医療機関に罹患者が殺到したため、適切な診療ができなくなったり、予防接種の際に感染の機会が逆にふえたりするなどの問題も発生しましたが、その対策としては、町としては町

内の受託医療機関の協力のもと、1歳から15歳までの子供たちには医療福祉センターにおいて集団接種を実施したところでございます。また、それ以外の優先接種対象者につきましては、受託医療機関を広報等でお知らせを申し上げ、接種を勧奨したところでございます。

昨年は1回目の接種が3,600円、2回目が2,550円と国が示した料金により予防接種を実施することとし、そのうち1回当たり1,000円の助成をいたしております。ただし、生活保護世帯や町民税非課税世帯に対しましては、国の新型インフルエンザワクチン接種助成事業によりまして、全額助成といたしております。

今年度につきましては、特に優先接種対象者は決められておらず、ワクチンも季節性と新型が混合された3種ワクチンというものになりまして、希望者はだれでも接種できることとなっております。

このような中で、涌谷町の助成の考え方といたしましては、1歳から13歳未満の方は2回接種とされており、その額は合計いたしますと6,150円となることから、負担軽減のため2分の1程度の3,000円を助成することとし、65歳以上の方に対しましては、従来から予防接種法に位置づけられております季節性インフルエンザワクチンへの助成は1,000円、昨年と同様新型インフルエンザワクチンへの助成を1,000円とし、合計2,000円の助成といたしております。いずれも重症化しやすい年代の皆さんに対しましては、重点的な助成を行うこととしております。その他の年代の皆様につきましては、1回接種でいいことや、職場などでの助成もあることなどから、助成対象外とさせていただいております。

県内の各市町村においてもそれぞれ独自に助成額を設定しており、助成額もさまざまございまして、ちなみに大崎管内では、大崎市が65歳以上の方々に1回のみ2,000円を助成するのみで、ほかの年代への助成は行っておりません。涌谷町が助成を行っていない13歳以上64歳未満の年齢のうち、13歳から18歳までの年代に助成を行っているのは、加美町、色麻町が1,500円、美里町が1,600円、18歳以上64歳未満の年代への助成については、美里町のみ1,000円という状況となっております。

今回13歳以上64歳未満の皆様にも助成をすべきとお考えのようでございますが、最近国からの通達によりまして、乳幼児に対するヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種、10歳以降の女子に対する子宮頸がんワクチンの接種を本格的に始めなければならない状況となっておりますので、既に涌谷町では本年の4月から他の市町村に先駆けまして、ヒブワクチン、65歳以上の皆様への肺炎球菌ワクチンの助成を始めております。さらに、国の動向からしますと、予防接種の種類がふえていくことが予想されますので、町の財政状況とも照らし合わせた上で、助成のあり方を考えていく必要があるかと思っております。

新型インフルエンザに関しましては、来年度以降の流行予測なども参考としながら、町におきましても速やかに助成のあり方を検討し、接種を推進するなどの対策を講じなければならないと思っております。

以上のようなことを踏まえまして、今年度は新型インフルエンザワクチンの接種事業も既に開始されておりますことから、現行どおりに進めていくということでご理解を賜りたいと存じております。

門田議員におかれましては、日ごろより町民の皆様のご健康に関しまして、町民の皆さんの声を広く聞き、政策として必要と思われるものをご提案いただいておりますが、今後も町の財政状況も照らし合わせながら、積極的にご指導、ご助言をいただければ幸いですと思っております。

なお、涌谷町で今現在やっているものは何かというと、特定健康診査あるいは特定保健指導等ございまして、涌谷町は今現在平均しますと40.5%、一番多いのは町長の部落で58.9%、小里はいかがかというところ38.8%、こ

れもあれも議会も責任を持つのであれば、先ほど9番議員が研修してきたように、議会も執行部もそれぞれ責任を分かち合うとすれば、議員も部落に向向いて接種するように、しかも無料でございますので、その点についてのご指導もあろうかと思っておりますので、それも議会活動の一つだといったふうな考え方を持っていたければ幸いですと思っております。

さらにまた、健康診査、これも75歳以上高齢者医療、被保険者も含みまして無料、胸部レントゲン検査・結核・肺がん検診、40歳以上、これは1,000円の補助金。大腸がん検診、40歳以上、国保加入者は200円、社保関係は700円。前立腺がん検診、50歳から69歳までの男性、社保加入者800円、国保加入者400円。骨粗しょう症検診・骨密度測定、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性の方、社保500円、国保500円。肺炎ウィルス検診、血液検査、40歳以上でこれまで受けたことのない方は社保も国保も1,000円。胃がん検診・胸部レントゲン検査、40歳以上、社保は2,500円、国保は1,500円。子宮がん検診、20歳以上の女性、社保は4,500円、国保は3,500円。乳がん検診、30歳から39歳までの女性の方、社保は3,100円、国保は2,100円、マンモグラフィ、視触診でございますが、41歳から49歳までの奇数年齢の女性、社保4,700円、国保3,700円。成人歯科健康診査、30歳以上、社保1,000円、国保1,000円。節目人間ドック、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、社保は9,000円、国保は4,500円。そしてまた、ヒブワクチンの接種事業、4歳以下の乳児。肺炎球菌ワクチン接種事業、65歳以上の高齢者。乳幼児医療の助成、小学校卒業まで医療費助成、妊婦健診支援事業、26週、39週までの9回分を定額支援、約111名、平成21年実績によりますと322万8,000円、22年の概算は344万7,000円といったふうなことで、涌谷町は他町村にまさるとも劣らないようなそういうふうな健康指導等々に補助金を出している現況でございます、今の質問の要旨を考えると、先ほど申し上げましたように、予算、財政等もかんがみながら、前向きに検討させていただくといったふうなことで答弁をさせていただきたいと、そんな気持ちでお答えを申し上げます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） そこで課長にお伺いいたしますが、試算的に今まで65歳以上、インフルエンザ無料ということで2,000円の助成でやっていますが、どのぐらいの方がインフルエンザ予防接種を受けていて、どのぐらいの費用がかかっているのか。

また、13歳から65歳まで仮に美里町と同じように1,000円助成した場合、どのぐらいの金額になるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、お答えいたします。

ちょっと今数字は探しておりますので、新型インフルエンザのワクチンの助成の考え方といいますか、それについてちょっとお話をしたいと思います。

先ほど門田議員の方から日雇いに行っている方とか、そういう方が休んだときという話でございますけれども、それとはうちの方で検討したものはちょっと違うということになります。それは何かというと、課税世帯と非課税世帯という形の助成になっております。それで、国の方では、非課税世帯ですね、経済弱者といいますか、非課税世帯。日雇いとかですね、そういう方で税金のかからない方と、それから生活保護者ですね。生保世帯ですか、その方については、国の方では4分の2、県の方では4分の1、それから町の方で4分の1で無料化

ということです。

それから、課税世帯について、ではどうしようかということでもいろいろ検討をさせていただきました。その中で、今回、課税世帯、経済的にある程度の余裕がある方について、その方については、1歳から13歳の方については2回接種しなければいけないと。そうすると6,000円ぐらいの金額になるということなので、その分については2分の1補助で普通の方と同じ金額にしたいと。それから、65歳以上の方については、これは先ほども町長の答弁がありましたけれども、重症化しやすいということなので、できるだけ多くの方に接種をしていただきたいということで、それについては新型と季節性分ということで2,000円を助成しようというような考え方で今回助成となったわけです。それから、13歳以上65歳については3,600円そのままお支払いいただくということです。

うちの方で、健康と福祉の先進地ということになっておりますが、確かにこの辺の地域医療といいますか、その先進としてやってきました。その中で、基本理念といいますかね、センターの基本理念ということがあります。それは何かというと3本柱の一つになりますが、「みずからの健康はみずからで」ということで、できるだけ自分の中でやる方向で進めていただきたいと。それは経済的に弱者と言われる方については行政の方で支援しますけれども、ある程度所得がある方については、自分の中でやってほしいというような考えの中で今回対応したいということで町長の判断をいただいたところでございます。

それから、新型インフルエンザ、10月1日から接種をしておりますが、10月、11月分で約500万円、一般財源ですね、それが出ております。それから、13歳から64歳の方については、人数的には1万1,220人になります。その15%ぐらいは接種するだろうということで計算しますと、大体170万円ぐらいの費用がかかるということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） ありがとうございます。

今、試算していただいて、15%の受診ということになると170万円ぐらいだろうということですが、町長も答弁の中で前向きな意見を言っていただきました。今年度は今までどおりだけれども、新年度に関してはこれから考えていきたいというふうなことであります。ぜひともそういった形で考えていただき、何とか、さっき課長は非課税世帯云々という話がありましたけれども、それも大事でしょうけれども、今の経済状況、子育てをしているお父さん、お母さんも正直大変な状況にあります。そういった意味では、やはりほかの町でやっていると「何だべや、涌谷は。涌谷の方が進んでいるんだっちゃね」と、逆にほかの町からもそういう言葉が出るようであります。そういったことも加味しても、ぜひとも来年度以降あるいは新年度に関しては、その部分を町民が望む声として、行政がそれを担っていただけということが一番いいわけですので、ぜひそういった方向に考えていただければなと思いますけれども、最後に町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） さっき言ったけれども、涌谷町は他町村にまさるとも劣らないような、そういうふうな行為をやっていますので、今ただ一つだけ押さえて、その方にも力を入れようといったふうなことの指導のようでございますけれども、将来に向かって財政とも相談をしなければなりませんので、その点は即答はお許しをいただきたいと思います。まずは検討に検討を加えなければならんといったふうなことでございますので、

よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 以上で、6番門田善則議員の一般質問を終了いたします。

2番久 勉議員、一般質問席へ。

〔2番 久 勉議員登壇〕

○2番（久 勉君） 2番久です。

現在の看護師等奨学資金貸与条例では、看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士の資格を得ることを目的として学んでいる学生を対象に奨学資金の貸与を行っております。卒業し、資格を取得し、町へ勤務すれば、償還が免除されるという制度であり、経済的な理由で学校に行くのが困難な方への支援、あるいは将来町の人材確保ということで大変よい制度であるということを理解しております。

現在、看護師、准看護師、保健師の職種は、医療福祉センター、病院、老健、療養棟、それから公設民営のゆうらいふ、合わせて100人の看護職の方が働いております。また、介護福祉士、ヘルパー1級、2級の介護職は、センター、ゆうらいふ、合わせて看護職よりも多い127人もの方が働いております。また、民間のひまわり介護施設では25人の介護職の方が働いており、また、そのほかの施設として、涌谷整形であるとか、ゆうらいふの向かいのデイサービスであるとかというところでも何人かのやはり介護職の方が働いております。これだけたくさんの方が働いておるのですから、当然定年を迎える方やあるいは何らかの事情で退職される方もありますので、常に補充は考えておかなければなりません。また、今後高齢化が進み、要介護老人がふえていくのは当然であり、一層の人材が求められると思います。そのためにも、看護師同様、介護福祉士を志す者にもこの制度を利用できるようにすべきと考えますが、町長のお考えを問います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋莊治君登壇〕

○町長（大橋莊治君） それでは、2番久 勉議員の一般質問にお答えを申し上げます。

介護福祉士の採用についてのご質問でございますが、我が国では急激な少子高齢化に比例して、要介護者数の増大も見込まれております。当然それらに必要な介護職の確保が必要であるため、国の方ではフィリピンあるいはインドネシア等々と経済連携協定によりまして、外国人の介護福祉士、看護師を受け入れすることとしましたが、言葉の壁もありまして、実際の受け入れは進んでいない現状となっているようでございます。一方、介護福祉士につきましては、社会保障審議会の介護保険部会におきまして、介護職は原則介護福祉士にというご意見が出されており、介護現場での有資格者あるいは専門家が進められようとしております。

さて、ご質問の看護師等奨学資金貸与制度でございますが、採用の困難な看護師等を確保するために創設された制度で、町の医療福祉施設等に貸与を受けた期間に相当する月数以上勤務することで償還が免除されるという利点がございます。

しかし、介護職につきましては、現状では充実されている状況にありまして、毎年度の採用は実施していない状況となっております。そのため貸与を受けられた方が、卒業時に介護職の募集があるかどうか不透明であり、募集がなければ償還の必要が生じ、それでは教育委員会で実施している奨学金制度と同様になってしまうため、介護福祉士を対象に加えるという検討は現段階ではいたしておりません。

さらに、国においては、介護福祉士就学資金貸付制度が整備されておりまして、この制度では月額5万円、入

学及び就職準備金、各20万円の奨学資金が貸し付けされ、県内の介護福祉施設に5年以上勤めることで償還免除されることとなっております。この制度の宮城県での平成22年度の利用状況でございますが、1次募集で予算枠が埋まらず2次募集を行っている状況であります。これらの活用によりまして、介護の人材養成確保を図ってまいりたいと考えておりますが、宮城県の状況を勘案しながら、涌谷町でもこの制度があった方がいいのかを決めていかなければならないと思っておりますが、今のところ、今申し上げたように、県の状況把握を十二分にしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 先ほどのどなたかの一般質問で、ちょっと町長の回答の中で、高校の卒業で就職内定者が40数%だと。この前、実は涌谷高校に行ってきたんですけども、涌谷高校は就職予定者が64人いて、現在50人の内定があって、大体80%だと。そして、これは県内ではやはり高い方だと思います。ただ、古川工業ですかね、工業はいつもはもっと高いんですけども、古川工業も就職活動を一生懸命やっているのだけれども、80で涌谷と大体同じぐらいという涌谷高校の教頭先生のお話でした。

今の答弁の中で、看護職はなかなか求めるのが大変だけれども、介護職についてはそんなに看護職ほどに大変ではないというお話。それは何となくわかります。ただ、先ほど申し上げましたセンター、ゆうらいふ、合わせても127人、あるいは民間の施設の中にも20何人、あるいは数字のつかんでいない民間施設もありますけれども、そういったことを考えますと早急にいうことではなくとも、ある程度退職していく方の数字とかというのはわかるわけですから、その辺は段階的にそういった数字をつかんでいただいて、できるだけ優秀な人材確保をするということでの、また、あるいは若者というんですかね、高校卒業で経済的理由で就職しなければならないお子さんというのもあろうかと思っておりますので、そういう方々への支援といいますか、そういったことも高等学校とよく調査していただいて、将来に向かってご検討いただければと思います。

○議長（大橋信夫君） 以上で、一般質問を終了いたします。

◇

◎散会について

○議長（大橋信夫君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

◇

◎散会の宣言

○議長（大橋信夫君） 本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後3時02分